

平成 28 年度

人 権 教 育 ・ 啓 発  
事 業 実 施 計 画

京都府人権教育・啓発推進計画推進本部

## 目 次

・ 知事直轄組織（知事室長）	・ ・ ・ ・ ・	1
・ 知事直轄組織（職員長）	・ ・ ・ ・ ・	1 3
・ 総務部	・ ・ ・ ・ ・	1 7
・ 政策企画部	・ ・ ・ ・ ・	2 1
・ 府民生活部	・ ・ ・ ・ ・	2 3
・ 府民生活部（人権啓発推進室）	・ ・ ・ ・ ・	3 5
・ 文化スポーツ部	・ ・ ・ ・ ・	4 7
・ 健康福祉部	・ ・ ・ ・ ・	5 5
・ 商工労働観光部	・ ・ ・ ・ ・	6 9
・ 農林水産部	・ ・ ・ ・ ・	7 3
・ 建設交通部	・ ・ ・ ・ ・	7 7
・ 教育庁	・ ・ ・ ・ ・	7 9
・ 警察本部	・ ・ ・ ・ ・	8 7

知事直轄組織（知事室長）

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙や広報テレビ・ラジオ番組放送等による府民への人権啓発</li> <li>・ 府政記者に対する人権に配慮した取材・報道の要請</li> <li>・ 外国籍府民（府内に在住する外国人）の支援</li> </ul>	計画との関係	人権教育・啓発の場	家庭、企業・職場
			特定職業従事者等	メディア関係者等
			人権問題	外国人・全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障がいのある人、女性、外国人に関わるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要</li> <li>・ 多文化共生社会の実現に向け、異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合い、民族・国籍等による差別を許さない地域づくりを進めていくことが重要</li> <li>・ 日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、共に暮らしていくための教育・生活支援などが必要</li> </ul>
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実際に生じている問題も踏まえて、各種広報媒体を活用し人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行う。</li> <li>・ 外国籍府民等の人権について、正しい理解と認識の浸透を図るため、あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護を目指し、新聞やラジオ等による啓発活動をはじめ、国や市町村と連携しながら、効果的な啓発を推進する。</li> <li>・ (公財)京都府国際センターと市町村、国際化協会やNPO団体等が連携して、外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援等に取り組む。</li> </ul>
-------	---

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名	実施時期	概要
メディア関係者等に対する働きかけ	随時	府政記者等に対し、個々の事案発生時など、人権に配慮した取材・報道を要請
担当課（室）	広報課	
人権教育・啓発の対象・手法等		
人権教育・啓発の場	企業・職場	
特定職業従事者	メディア関係者等	
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法	
解決に資する人権問題等		
人権全般		

事業名	実施時期	概要
きょうと府民だよりの発行	8月 (人権強調月間)	府政広報紙による人権啓発
担当課（室）	広報課	
人権教育・啓発の対象・手法等	12月 (人権週間)	[内 容] ・8月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・12月号：人権にかかわりのある特集記事を掲載 ・他月号：人権にかかわりのある記事（コラム）を掲載
人権教育・啓発の場	ほか	[数 量] 毎月 1, 220, 000部 (別途文字拡大版 850部・点字版330部、テープ版・デージー版（CD）560本)
特定職業従事者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法	
解決に資する人権問題等		
人権全般		

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
テレビ番組放送 [みんなの京都ふらりー] (KBS京都「ぼじポジたまご」番組内)		随時	広報テレビ番組内で、人権啓発に関する情報を放送  [放送局] KBS京都  [放送内容] ・府職員が生出演し、人権に関する府政情報を広報
担当課(室)	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
テレビスポット放送		5月 (憲法週間)	人権問題に関するスポット放送  [放送局] KBS京都  [放送内容] 各実施月に応じて構成した30秒スポット
担当課(室)	広報課	8月 (人権強調月間)	
人権教育・啓発の対象・手法等		9月 (就職採用選考)	
人権教育・啓発の場	家庭	12月 (人権週間)	
特定職業従事者		3月 (就職)	
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名	実施時期	概要
ラジオ番組放送 〔きょうとほっと情報〕	5月	広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送
担当課（室） 広報課	8月	〔放送局〕 KBS京都
人権教育・啓発の対象・手法等	9月	〔放送内容〕 各実施月に応じて構成
人権教育・啓発の場 家庭	12月	
特定職業従事者		
人権教育・啓発の推進方策 効果的な手法		
解決に資する人権問題等		
人権全般		

事業名	実施時期	概要
ラジオ番組放送 〔Meets the Kyoto（仮）〕	5月	広報ラジオ番組において人権問題を啓発する内容を放送
担当課（室） 広報課	8月	〔放送局〕 エフエム京都
人権教育・啓発の対象・手法等	9月	〔放送内容〕 放送時期に応じて構成
人権教育・啓発の場 家庭	12月	
特定職業従事者		
人権教育・啓発の推進方策 効果的な手法		
解決に資する人権問題等		
人権全般		

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ラジオ番組放送 〔Kyoto Prefecture Eyes〕		8月 12月	ラジオ番組内において人権月間・週間をお知らせする内容を放送  〔放送局〕 エフエム京都  〔放送内容〕 人権強調月間及び人権週間に京都府の取組等を広報
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		8月 12月	人権問題に関するスポット放送  〔放送局〕 エフエム京都  〔放送内容〕 各実施月に応じ、時宜に応じた内容で構成した30秒スポット
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ラジオスポット放送		12月	人権問題に関するスポット放送 [放送局] KBS京都 エフエム京都 [放送内容] 人権週間をフォローする形で、若年層に訴える内容の20秒スポット
担当課（室）	広報課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
生活サポート情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 （公財）京都府国際センターホームページや携帯メールによる外国籍府民に対する生活情報の提供</p> <p>〔内容〕 （HP）英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語により提供（携帯メール）やさしいにほんご、英語、中国語、フィリピン語で配信</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
多言語による府政情報の発信		通年	<p>〔目的・概要〕 府のホームページ等を多言語化し、府政情報等を発信</p> <p>〔内容〕 ①府のホームページを多言語化（英語、中国語、韓国・朝鮮語） ②メールマガジン「Kyoto Prefecture Hot Information」（英語版）の発信（1回/月） ③留学生スタディ京都ネットワークによる総合的なポータルサイトにより、留学生支援情報を発信</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国籍府民共生施策懇談会		5～2月頃の期間	<p>〔目的・概要〕 外国籍府民の府政への参加を推進し、外国籍府民と共に生きる京都府づくりを進めるため、外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求め、知事に意見を報告</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員 16名以内</li> <li>・テーマ 外国籍府民が暮らしやすい多文化共生社会の形成を推進する施策や課題</li> <li>・開催回数 3回程度</li> </ul>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人研究者・留学生等のための居住支援		通年	<p>1 外国人研究者・留学生等に対する府営住宅への優先入居</p> <p>〔目的・概要〕 外国人研究者又は留学生等の世帯のために優先枠を設け、府営住宅への入居募集を実施</p> <p>〔内容〕 6月、10月、2月に大学を通して入居者を募集</p> <p>2 短期滞在外国人研究者等のための住宅確保</p> <p>〔目的・概要〕 特別賃貸府営住宅を活用し、京都に短期間（原則1年以内）滞在する外国人研究者等に対して家具等を備えた住宅を提供</p> <p>〔内容〕 主 体：KYOの海外人材活用推進協議会（事務局：京都府国際課） 確保住宅：岩倉長谷団地2戸、洛西竹の里団地1戸 提供時期：空室があれば随時、大学を通して入居者を募集</p> <p>3 「きょうと留学生オリエンテーションセンター」の運営</p> <p>〔目的・概要〕 大学のまち京都にふさわしく、留学生の受入環境を整備するため、遊休府有資産を活用し、民間活力を導入した公民連携による自治体初の留学生宿舎「きょうと留学生オリエンテーションセンター」を運営</p> <p>〔内容〕 「きょうと留学生ハウス」や「きょうと留学生オリエンテーションセンター」に「留学生オリエンター」を配置し、日本の生活に不慣れな入居留学生に対して、生活ルールの指導や地域住民との交流事業等を企画・実施</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国人のための防災ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕            普段生活する上で役立つ情報や風水害・地震などの災害が発生した際に役立つ情報を発信するため、(公財)京都府国際センターが作成する多言語による冊子の配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の災害時支援に資する。</p> <p>〔内 容〕            対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等            作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語            配布場所：府内市町村（外国人登録窓口）            市町国際化協会            (公財)京都府国際センター</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国人のための医療ガイドブック		通年	<p>〔目的・概要〕            京都府外国籍府民共生施策懇談会からの外国籍府民への医療に関する支援の必要性についての指摘を踏まえて、外国籍府民が日本の病院にかかるとき役立つよう日本の医療制度や役立つ会話集（体の部位、症状等）を作成し、ホームページに掲載</p> <p>〔内 容〕            対象者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等            作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
外国籍府民のための安心・安全情報の提供		通年	<p>〔目的・概要〕 京都府外国籍府民共生施策懇談会において出された意見を踏まえ、病気、火事、犯罪等の緊急時における連絡、対応方法等といった基本情報を記載したリーフレットを配布及びホームページへの掲載を行い、外国籍府民の安心・安全な生活を支援する。</p> <p>〔内 容〕 対 象 者：外国籍府民（約5万人）、外国人観光客等 作成言語：やさしい日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語 配布場所：府内市町村（外国人登録窓口等） （公財）京都府国際センター 市町国際化協会 府国際課</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
災害時支援体制の構築への支援		通年	<p>〔目的・概要〕 （公財）京都府国際センターが、行政機関、地域国際化協会やNPO団体と連携して、外国籍府民等に関する災害時支援体制の構築を図る</p> <p>〔内 容〕 ①災害時支援ワーキング会議 ②現地災害多言語支援センター運営研修・訓練 ③外国人住民のための防災オリエンテーション、訓練の実施 ④災害時外国人サポーター（（公財）京都府国際センターボランティア）の募集・登録</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

【知事直轄組織（知事室長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
日本語学習支援事業		通年	<p>〔目的・概要〕 外国人住民が日本の生活で必要になる日本語能力を身につけ、安心して生活できるようになるなど、地域において住みやすい地域づくりを推進。</p> <p>〔内容〕（公財）京都府国際センターが主体となって事業実施</p> <p>① モデル日本語教室の開催 府内各地でボランティアが支える地域日本語教室のモデル教室として、カリキュラムやテキストの開発、ボランティアの見学受け入れ等</p> <p>② 日本語学習支援ボランティアの新規養成講座の開催 府内各地で日本語学習支援に携わるボランティアを新規養成</p> <p>③ 日本語学習支援ボランティア研修会等の開催 地域日本語教室で活動するボランティアの育成</p> <p>④ 京都府北中部日本語教室ネットワーク会議等の開催 広い地域に分散して活動する地域日本語教室間をネットワークし、情報交換や共同事業を実施</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			

事業名		実施時期	概要
外国につながるをもつ子どもに関わる教育支援事業		通年	<p>〔目的・概要〕 外国人住民の定着が進み、国籍や文化、習慣等に多様な背景を持つ子どもや保護者が増えていることから、（公財）京都府国際センターが学校関係者や支援ボランティアをサポートする各種情報の整備、提供等を実施</p> <p>〔内容〕（公財）京都府国際センターが主体となって事業実施</p> <p>① 多言語資料等の整備 ・日本語を母語としない保護者のための「日本の学校生活ガイダンス資料」（支援者が、子どもや保護者に日本の学校生活について説明するための資料） 英語、中国語、フィリピン語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、スペイン語、ポルトガル語（日本語併記） ・バイリンガルを育てる （2言語以上の環境で子育てをしている保護者のための資料） 英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語（日本語併記） ・外国人散在地域における外国につながるをもつ子ども・保護者とのかかわる時のヒント～進路選択に関わって～ （支援者や学校関係者が、子どもや保護者と接する時に参考にするための資料） 日本語</p> <p>② サポーター研修会の開催 ・教員、支援者、ボランティアを対象とする研修会</p> <p>③ 母語サポーター派遣モデル事業の実施 学校や地域が課題を抱える現状を踏まえ、初期の人的支援をモデル実施</p>
担当課（室）	国際課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	家庭		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
外国人			



知事直轄組織（職員長）

所 掌 事 務	<p>府民ニーズに応え、質の高い行政サービスを提供できる職員育成のため研修を実施</p> <p>◆センター研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務基本研修</li> <li>・実務支援研修</li> <li>・能力開発研修</li> <li>・特別研修</li> <li>・連携・協働研修</li> <li>・人権研修</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p>◆政策研究支援・大学連携</p> <p>◆広域連合研修</p> <p>◆人事交流・派遣研修</p>
------------------	--

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	職場
	特定職業従事者等	公務員（京都府職員）
	人権問題	人権の基本的な考え方、及び、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等様々な人権問題

所管事項に 関する 課題認識	<p>京都府職員研修においては、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 人権問題を正しく理解し、常に人権を尊重して職務を遂行する職員</li> <li>② 地域社会におけるリーダー的存在として、人権問題に対して積極的な役割を果たすことができる職員の育成が重要である。</li> </ol>
----------------------	---

取組の方向	<p>人権に関する様々な課題をより広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員を育成するため、職員研修・研究支援センターにおける研修を実施するとともに、現場の実態を踏まえた職場研修を充実していくために、人権問題研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を実施する。</p> <p>また、職員の人権感覚や人権意識を向上させるため、各所属で実施する人権問題職場研修等の中で、国内・国際社会の現状を見据えて、時々の人権に関わる問題事象を題材として取り上げ、その背景や問題点に関する認識を深めるとともに、全職員が、研修の履歴や気づき等を記録する「人権研修ノート」を作成の上、活用していくものとする。</p>
-------	---

【知事直轄組織（職員長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要			
センター研修		随時	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を実施			
担当課（室）	職員研修・研究支援センター		〔内容〕			
人権教育・啓発の対象・手法等			対象者	テーマ	講師	方法
人権教育・啓発の場	企業・職場		採用年次・職務等で指定する職員	人権尊重の理念、人権問題の現状と課題、人権行政の動向等	学識経験者	講義・講演
特定職業従事者	公務員		人権問題職場研修指導者・主任	人権問題の現状と課題、人権行政の動向、研修企画・技法の習得等	NPO法人等の役員 府職員等	ワークショップ 等
人権教育・啓発の推進方策			全職員	人権の基本的考え方、様々な人権問題の現状と課題		
解決に資する人権問題等						
人権全般						

事業名		実施時期	概要			
部局研修・職場研修		随時	人権問題の現状・課題についての認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための研修を各所属ごとに実施			
担当課（室）	各部局主管課等		対象 全職員			
人権教育・啓発の対象・手法等			実施 各部局	テーマ 人権尊重の理念、様々な人権問題、人権に関わる問題事象 等		
人権教育・啓発の場	企業・職場		講師 学識経験者、府職員 等	方法 講義・講演、ワークショップ、体験学習、グループ討議 等		
特定職業従事者	公務員					
人権教育・啓発の推進方策						
解決に資する人権問題等						
人権全般						

【知事直轄組織（職員長）】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
自己学習支援		随時	府職員の人権意識の高揚に向けた自己啓発を支援するための人権関係情報の提供  対象 全職員 内容 センター実施の人権問題研修講演録等
担当課（室）	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
参加研修 （人権大学講座）		7月～ 1月	人権尊重の理念や人権問題の本質を理解し、現状・課題の認識を深め、問題解決に積極的に取り組む人権意識の高い職員を育成するための職場研修指導者に対する研修について、世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加により実施  対象 人権問題職場研修指導者 内容 講義、対談、ワークショップ
担当課（室）	職員研修・研究支援センター		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			



総務部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報保護の推進</li> <li>北朝鮮当局による拉致問題に関する理解促進活動について</li> </ul>
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	
	特定職業従事者等	
	人権問題	さまざまな人権問題 社会の変化等による課題

所 管 事 項 に 関 す る 課 題 認 識	<ul style="list-style-type: none"> <li>不要な個人情報の収集や、個人情報の漏洩事案などが見られる。</li> <li>国の「人権教育・啓発に関する基本計画」において、平成23年4月に「北朝鮮当局による拉致問題等」の項目が新たに追加されているところであり、拉致問題の解決のためには、国民の関心をより一層喚起し、世論を高めていくことが重要。</li> </ul>
--	--

取 組 の 方 向	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図る。</li> <li>拉致問題については、国や市町村とも連携して、府民に対して、拉致問題への関心と認識を深めるための取組を推進する。</li> </ul>
-----------------------	--

【総務部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
個人情報保護推進事業		随時	(1) 事業の目的・概要 京都府の個人情報保護制度に係る啓発の実施  (2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 府ホームページ等における啓発</li> <li>② 啓発パンフレットの配布</li> <li>③ 府の担当者に対する研修・啓発</li> <li>④ 府内大学生に対する講義</li> </ul>
担当課（室）	政策法務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概要
北朝鮮当局による拉致問題に関する広報・啓発事業		通年	(1) 事業の目的・概要 拉致問題に関する広報・啓発の実施  (2) 内容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 <ul style="list-style-type: none"> <li>1 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（28年12月予定）での啓発                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府庁での啓発パネル展示</li> <li>・ 府民だより、ラジオ、京都駅前電光掲示板等による周知</li> <li>・ 法務省作成の啓発週間周知ポスターの掲示</li> </ul> </li> <li>2 その他                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の拉致問題対策本部作成の拉致問題啓発ポスターの掲示</li> <li>・ 国の拉致問題対策本部作成の小冊子の配布</li> <li>・ 府ホームページによる周知</li> </ul> </li> </ul>
担当課（室）	総務調整課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
さまざまな人権			

【総務部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
府公用封筒による啓発		通 年	(1) 事業の目的・概要 府公用封筒に人権啓発標語を印刷することで、府民の人権啓発意識の高揚を図る。  (2) 内 容 ○事業種別 啓発 ○テーマ等 【標語】「知ろう 守ろう 考えよう みんなの人権」を府公用封筒に印刷 ○事業規模 府公用封筒（約60万通）に人権啓発標語を印刷。配布先は不特定多数
担当課（室）	入札課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			



政策企画部

所 掌 事 務	府政の総合的企画及び調整に関すること。	計画との関係	人権教育・啓発の場	地域社会
			特定職業従事者等	
			人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府政運営の指針「明日の京都」では、「京都府政運営の基本理念・原則となる条例」において「府民一人ひとりの尊厳や人権の尊重」を基本的な考え方として明記するとともに、「長期ビジョン」、「中期計画」、「地域振興計画」で人権尊重の重要性を明確に位置づけている。</li> <li>・同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者、犯罪被害者等に対する人権問題等の様々な人権問題や社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題について、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発など、人権問題の解決に向けた施策を推進することが重要。</li> </ul>
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な人権問題の解決に向けた取組について、事業を所管する関係部局と連携して他と比較できるような指標や数値目標による「明日の京都」の進捗管理を通じて、人権問題の解決など計画の着実な推進を図る。</li> <li>・様々な人権問題に関して調査・研究を行う公益財団法人世界人権問題研究センターの活動を支援し、研究成果を広報誌や講座の開設等により、広く内外へ発信、還元することにより人権問題の解決につなげる。</li> </ul>
-------	---

【政策企画部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
公益財団法人世界人権問題研究センター 運営助成		通年	<p>公益財団法人 世界人権問題研究センターの運営に対して助成</p> <p>[センターの目的] 人権問題について世界的視野に立った調査・研究を行い、広範な学問分野で研究機関・研究者と連携交流を促進することにより、国の内外にわたる人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的とする。</p> <p>[センターが行う主な事業]                      (1) 人権問題に関する調査・研究及び国際的な学術交流の推進                      (2) 人権問題に関する文献・資料等の収集と提供                      (3) 研究成果の公表のための図書の刊行及び講演会の開催等                      (4) その他法人の目的の達するために必要な事業</p>
担当課(室)	企画総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

府民生活部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心・安全なまちづくり、男女共同参画の促進、青少年の健全育成をはじめとする府民生活に関する事</li> <li>・消防職員など特定業務従事者に対する研修に関する事</li> </ul>
------------------	--

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	消防職員
	人権問題	女性、子ども、犯罪被害者等

所管事項に 関する 課題認識	<p>府民生活部では、人権が尊重される社会の実現に向けて①犯罪被害者等への支援に対する正しい理解と認識のための啓発、②女性や青少年に関わる問題の認識と解決にむけた啓発、また③消防職員に対する人権教育が求められる。</p> <p>① 犯罪被害者等支援については、府内全市町村において相談窓口が設置され、犯罪被害者等支援条例が制定されたが、支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた現状等に対する府民の理解を促すための広報啓発を進めていくことが必要。</p> <p>② 配偶者等からの暴力（DV）は犯罪となる行為をも含む人権侵害であり、被害者の多くは女性である。地域活動団体等と連携して、DVやいわゆるデートDV（恋人間での暴力）に関する啓発を行い、地域において暴力を許さない意識を醸成することが必要。</p> <p>また、子どもに関わる問題では、インターネットや携帯電話の普及に伴い、性的な被害や犯罪などに巻き込まれる事件が多発していることに加え、府内における刑法犯少年の人口比や再犯率は深刻な状況が続いていることから、青少年をネットトラブルから守るとともに、非行等の問題を抱える青少年の立ち直りを支援していくことが必要。</p> <p>③ 府民の生命・財産を守る消防職員に対しては、人権問題について正しい理解と認識を習得させ、消防業務にあたる必要がある。</p>
----------------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これらの課題に総合的・効果的に対応していくため、国・市町村等の連携を一層強化するとともに、民間団体と連携・協働して取組を進めていく。</li> <li>・人権意識の醸成を図るため、集中的かつ重点的に人権啓発を行うとともに、人権研修等に取り組む。</li> </ul>
-------	---

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者等支援活動推進費		随時	<p>社会全体で犯罪被害者等をサポートできる環境づくりを推進するため、サポートチームによる総合的な支援と併せ、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターにおける犯罪被害者等への相談・支援体制の充実</p> <p>【内 容】</p> <p>①市町村の相談窓口の充実と担当者の資質向上                      ②犯罪被害者等への理解を促進するための広報啓発                      ③中高生等を対象とした「いのちを考える教室」の実施                      ④公益社団法人京都犯罪被害者支援センターへの支援</p>
担当課（室）	安心・安全まちづくり推進課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員、警察職員、公務員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法 相談機関連携充実 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
男女共同参画審議会開催費		通年	<p>京都府男女共同参画推進条例及び男女共同参画社会基本法に基づき策定した「KYOのあけぼのプラン（第3次）ー京都府男女共同参画計画ー」の趣旨を普及啓発し、同プランに基づき施策を総合的かつ円滑に推進</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画審議会の開催</li> <li>・男女共同参画推進本部、推進員会議の開催</li> <li>・男女共同参画に関する意見交換会の開催</li> </ul>
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	すべての項目を包括		
特定職業従事者	〃		
人権教育・啓発の推進方策	〃		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
KYOのあけぼのフェスティバル開催費		10月29日 (予定)	<p>多世代が参画するワークショップ等幅広い府民の参加と協働による「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画を推進 また、女性の能力発揮を促すための顕彰事業を実施</p> <p>〔内 容〕 ・シンポジウム、ワークショップ等 ・「京都府あけぼの賞」の授与</p> <p>〔会 場〕 京都テルサ</p>
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
女性リーダー育成事業費 (京都府女性の船事業)		6月10日～ 6月13日 (予定)	<p>地域づくり・NPO活動等に関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワーク構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成</p> <p>〔内容〕 事前研修、現地研修(船内及び訪問先)、事後研修 (講義、課題別グループ学習・発表、訪問地の女性との意見交換等)</p> <p>〔訪問先〕 北海道</p> <p>〔募集人数〕 100名</p>
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
女性相談事業費		通年	<p>女性が抱える様々な問題解決のためのアドバイスや、個別、既存の相談機関では対応できない女性に関わる問題、複合的な問題について相談・カウンセリングを実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談(夫婦、親子関係、地域の人間関係、DV等、女性が生活の中で直面する悩みの相談 電話、面接：各週2回実施)</li> <li>・労働相談(待遇や労働条件、セクハラ等、女性が仕事をする上で直面する悩みの相談 電話、面接：各週4回実施)</li> <li>・女性のための法律相談(DV、離婚等、身近な法律上の問題についての相談 面接：月2回実施)</li> <li>・女性のためのカウンセリング(性別役割意識や固定観念などにとらわれ悩む女性への心理的サポート 面接：週1回実施)</li> </ul> <p>〔会 場〕</p> <p>京都府男女共同参画センター</p>
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
ドメスティック・バイオレンス対策事業費		通年	<p>DV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者支援や防止対策を図るため、徹底的な普及啓発活動や被害者の自立支援のためのグループワーク等を実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発カードの作成・設置</li> <li>・集中啓発活動の実施</li> <li>・啓発、相談、保護・自立支援等に係る関係団体で構成する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」の開催</li> <li>・自立支援グループワーク</li> <li>・二次的被害の防止等に向けた啓発講座</li> </ul> <p>〔会 場〕</p> <p>京都府男女共同参画センターほか</p>
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備、効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性、子ども、高齢者、外国人、犯罪被害者等			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
保育ルーム設置促進事業費		通 年	乳幼児を持つ女性等の社会参画を促進するため、京都府が実施する行催事等に「保育ルーム」を設置  [内 容] ・対象行事 府主催（府が団体等に委託して実施するものを含む。）の講演会、各種試験、職業訓練、イベント等の行催事で、事前に参加者から保育ルームの申込みを受け付ける事業 ・対象施設 事業実施担当課が実施会場に保育ルームを確保
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
情報提供事業費		通 年	京都府男女共同参画センターの情報提供機能等を充実  [内 容] ・男女共同参画社会づくりのための情報発信（チラシ、HP、メールマガジン等） ・男女共同参画に関する資料等の収集、発信
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
高年齢者等雇用環境整備事業費 (内職者団体補助)		通 年	内職者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、内職者団体の運営に対して助成  〔対象団体〕 3団体、2市
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
マザーズジョブカフェ推進費		通 年	子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、子育てと就業をワンストップで支援  〔内 容〕 ・就業相談や保育相談の実施 ・就職活動中で保育を必要とされる方への一時保育 ・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェの運営、巡回相談の実施 ・再就職に向けた、仕事と子育ての両立に役立つ情報の提供やパソコン講座等を実施
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
男女共同参画センター運営助成費		通年	府の男女共同参画の推進に関する拠点施設である京都府男女共同参画センターの運営等に対して助成
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
京都ウイメンズベース(仮称)事業費		通年	<p>「輝く女性応援京都会議」のもと、労働局・府・京都市・経済団体が一体となって運営する女性活躍推進拠点「ウイメンズベース(仮称)」を新設。京都ワーク・ライフ・バランスセンターと統合し、中小企業における女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進を重点的に支援。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>開設時期・場所等 平成28年8月頃、烏丸御池周辺(未定)</li> <li>実施事業               <ol style="list-style-type: none"> <li>女性活躍・WLB推進支援 女性活躍応援マネージャー、ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー及び社会保険労務士による「女性活躍・WLB企業応援チーム」が「女性活躍推進法」に基づく事業主行動計画の策定と実行、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進認証に向けた中小企業の取組を支援。</li> <li>総合的な女性活躍研修メニューの提供 女性社員のキャリアの各段階に対応した研修、女性社員の活躍を応援する立場である管理職・人事担当者向け研修、将来京都企業での活躍が期待される女子学生向け講座等の実施により、京都の女性人材を総合的に育成。</li> <li>輝く女性応援京都会議の運営 平成28年3月に策定予定の「京都女性活躍応援計画」に掲げる取組の実施状況の点検・評価、新たな取組の検討等を行う。</li> </ol> </li> </ol>
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都女性起業家（アントレプレナー）支援事業費		通年	女性の起業モデルとなる提案の顕彰から事業化への伴走支援等を実施 (1) 京都女性起業家（アントレプレナー）賞 女性の起業モデルとなる事業を全国から公募し、顕彰 (2) 女性のビジネスプラン事業化支援 「京都女性起業家賞（アントレプレナー賞）」におけるビジネスプランのうち、優秀なプランの事業化を支援することで、女性の起業モデルを創出する。 (3) ビジネス交流フェア等への出展支援 バイヤーや同業者・消費者等との商談・ビジネス連携などのマッチング・交流の機会を設け、販路拡大支援による経営発展を図る。 (4) 女性起業家のネットワーク構築交流会 ビジネスにおける知識や経験が不足している女性起業家には、同じ立場の相談相手やロールモデルの存在が重要であり、交流・意見交換会等を通じネットワークを構築し、新たな商品開発、大学シーズの活用、等につなげることで、更なる経営発展を図る。
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
輝く女性地域プラットフォーム推進事業費		通年	府内全域で女性の活躍を促進するため、地域の女性のネットワーク化と、地域で女性が活躍できる環境づくり等のための取組を企画するプラットフォームづくりを推進する。 [プラットフォーム構成] ・京都府女性の船「ステップあけぼの」 ・NPO・女性団体 等 [目的・検討内容] ・地域の女性（団体）のネットワーク化 ・地域で女性が活躍できる環境づくりに向けた課題抽出・取組企画
担当課（室）	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
輝く女性応援補助事業費		通年	<p>少子高齢化、人口減少が進み、地域力が低下する中、女性の活躍促進が求められており、すべての女性が輝く京都づくりを推進するため、地域・家庭・職場で女性が輝くための取組経費に対する補助を行う。</p> <p>(1) 補助対象者 女性が輝くための取組を提案する個人、グループ、企業</p> <p>(2) 補助率 3/4 (地域・家庭) 又は 1/2 (職場)</p> <p>(3) 補助上限 1件 500千円</p> <p>(4) 採択方法 アイデアを募集し、京都府が選考</p>
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

事業名		実施時期	概要
地域団体育成費		通年	<p>府内の広域的な女性団体が行う啓発事業、健康関連事業、ネットワークづくり事業等に対して助成</p> <p>[助成対象] 6団体</p>
担当課(室)	男女共同参画課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
社会環境浄化推進費		通年	青少年を取り巻く社会環境浄化に係る経営者や地域住民等の自主的な取組を推進 内容 ・審議会の開催 ・有害図書への指定 ・店舗等への立入調査の実施 ・広報・啓発活動 ・インターネットの適切な利用を促進するための啓発活動
担当課（室）	青少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

事業名		実施時期	概要
青少年インターネット対策推進費		通年	ネットトラブルの初期段階で青少年やその保護者等が気軽に相談できる専用窓口運営
担当課（室）	青少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
子ども			

【府民生活部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
消防職員 初任教育 消防職員 初級幹部科		随時	(1) 事業の目的・概要 新たに消防職員として採用された者に対して、人権問題について正しい理解と認識をさせるとともに、各種消防業務で適切な対応を行うことを目的とする教育を実施 また、現任消防職員を対象とした、幹部教育（初級幹部科）においても同様に実施予定  (2) 内 容 ○ 種 別：講義形式等 ○ 議題等：未定 ○ 会 場：府立消防学校
担当課（室）	消防学校（消防安全課）		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	消防職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
同和問題			



府民生活部（人権啓発推進室）

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権啓発の総合企画及び調整</li> <li>・ 人権啓発の推進             <ul style="list-style-type: none"> <li>①幅広い府民啓発</li> <li>②人権啓発に関する指導的人材の養成</li> </ul> </li> </ul>
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	地域社会、企業・職場
	特定職業従事者等	公務員（府職員・市町村職員）
	人権問題	全 般

所管事項に 関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い府民を対象とした人権啓発を効果的に推進するため、多様なメディアを活用した情報発信、開かれた親しみやすい啓発イベントの開催、職場や家庭、地域などでの取組を支える資料作成などに取り組んでいるが、さらに、人権啓発に触れる機会の少ない人たちに対する情報提供や啓発イベント等への参加を促進する必要がある。</li> <li>・ 人権問題等についての知識の習得に止まらず、人権を自分自身を含めた自分のこととして認識し、様々な課題の解決に向けて自ら考え、積極的に行動しようとする意識の涵養に結びつく取組を進める必要がある。</li> <li>・ 市町村や関係機関、大学、人権問題の解決に関わっている人たちと連携・協力した取組を積極的に進めることが必要である。</li> <li>・ 同和問題について、偏見や差別意識・忌避意識の解消を図るための取組を進める必要がある。</li> </ul>
----------------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅広い府民を対象とした啓発については、関係部局と連携し、より分かりやすい内容で実施する。またラジオ放送や新聞意見広告等、多様なメディアの活用や誰でも参加できる啓発イベントの開催、人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」の普及・活用に積極的に取り組む。</li> <li>・ 人権問題について正しい情報を提供する講義型の研修に加え、ワークショップなどの参加型の手法を取り入れた研修等を実施し、自らの体験や意識の振り返り等を行いながら、人権について考え、対話する機会づくりに取り組む。</li> <li>・ 人権問題に取り組むNPOや府内の大学等との連携・協働を進め、民間の柔軟な発想やノウハウ、学生の感性などを啓発活動に取り入れる。また、市町村との連携や活動の支援を行い、府民に身近な啓発活動を展開するとともに、地域において人権啓発の中心となる人材の養成に努める。</li> <li>・ 同和問題の解決を目指し、様々な機会を通じて啓発を行うとともに、偏見や差別意識・忌避意識の解消を図るため、市町村が行う住民交流事業等を支援する。</li> </ul>
-------	--

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都ヒューマンフェスタ2016		11月	幅広い府民を対象に、人権問題について主体的に学ぶ機会を提供することを目的に、親しみやすい人権啓発総合イベントとして人権問題に取り組むNPO法人、大学等と連携して開催
担当課（室）	人権啓発推進室		〔主催〕 京都府・京都人権啓発推進会議・京都人権啓発活動ネットワーク協議会など
人権教育・啓発の対象・手法等			〔会場〕 京都テルサ（京都市）
人権教育・啓発の場	地域社会		〔内容〕 ・講演会、子ども向けイベント ・人権関係NPO法人、府民団体等活動紹介（ステージ発表・展示） ・大学と連携した展示等（人権啓発資材提案、似顔絵コーナー等） ・人権啓発パネル展 ・人権相談 ほか
特定職業従事者			〔目標〕 3000人
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権イメージソング活用事業		通年	世界人権宣言65周年記念として「いじめや虐待などをなくし、お互いを支え合うことの大切さ」をイメージして創作された「人権イメージソング」を歌い広めることにより、人権尊重精神の浸透を図る。
担当課（室）	人権啓発推進室		〔内容〕 ・大学生を中心とした「イメージソング広め隊」の活動 イメージソングPRイベントの実施等（学生との連携の取組） ・人権啓発ユニット派遣事業 人権イメージソングなどのミニコンサートや紙芝居の上演、映画の上映等で構成するユニットを、市町村の啓発イベント等へ派遣
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権フォーラム		7月 1～2月	<p>人権について正しい知識を発信し、府民の人権擁護意識の高揚を図るため、（公財）世界人権問題研究センターと連携し、人権フォーラムを開催する。</p> <p>○「多文化共生社会（ヘイトスピーチ問題を含む）」にスポットを当てたフォーラムの開催 〔開催時期〕平成28年7月（予定） 〔内 容〕未定</p> <p>○「企業と人権」にスポットを当てたフォーラムの開催 〔開催時期〕平成29年1～2月頃（予定） 〔内 容〕未定</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	調査・研究成果の活用、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
外国人、社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概 要
人権擁護啓発ポスターコンクール		募集期間 7～9月	<p>小・中・高校生を対象に、人権啓発ポスターの制作を通じて、基本的人権に対する一層の理解を深め、人権尊重の精神を培うことを目的に絵画作品のコンクールを実施する。</p> <p>〔応募資格〕 府内の小・中・高・特別支援学校・外国人学校に通学する児童・生徒 〔表 彰〕 知事賞、京都市長賞等京都人権啓発推進会議構成団体各賞、優秀賞及び佳作 〔その他〕 優秀作品を展示するとともに、啓発資料として作品を活用 〔募集目標〕 6000人</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオ番組〔FM放送〕 「Voice To You」		通年	主に若者層を対象に、人権について主体的に考える機会を提供することを目的に、若者が主たるリスナーになっているラジオ番組において、音楽アーティスト等が人権にかかわるメッセージを発信するコーナーを放送
担当課（室）	人権啓発推進室		〔放送局〕 エフエム京都 〔内容〕 音楽アーティスト等が人権にかかわりのあるテーマについて、自らの体験や思いをリスナーに語りかけるもの 〔出演者〕 音楽アーティスト等 〔放送回数〕 52回 〔時間枠〕 午後7時15分～7時20分（毎週木曜日）（予定）
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発ラジオコーナー番組〔AM放送〕 「ほっかほか人権情報」		8月 (人権強調月間)	情報ワイド番組のパーソナリティと人権問題の解決に取り組むNPO関係者等の対談を通じて、人権問題の現状や課題、解決へ向けた方策等について、情報発信する。
担当課（室）	人権啓発推進室		〔放送局〕 KBS京都 〔内容〕 人権に関する正しい知識や最新の情報についての解説 〔出演者〕 NPO法人関係者等 〔放送回数〕 5回（予定） 〔時間枠〕 午前9時35分～9時45分（予定）
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告		5月 (憲法週間)	<p>幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「憲法週間」、「人権強調月間」、「人権週間」に人権を尊重することの大切さなどを訴えかけるため、新聞に啓発記事を掲載する。</p> <p>〔掲載紙〕 京都・朝日・毎日・読売・産経（5月は京都のみ）            〔段数〕 京都新聞：15段×3回（5月・8月・12月）            他紙：5段×2回（8月・12月）            〔構成〕 人権尊重に関するメッセージ、人権相談開催告知 など</p>
担当課（室）	人権啓発推進室	8月 (人権強調月間)	
人権教育・啓発の対象・手法等		12月 (人権週間)	
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
新聞意見広告〔人権口コミ情報〕		12月 (人権週間)	<p>「人権週間」の啓発事業として、幅広い府民を対象に、人権について考える題材を提供するため、様々な人権に関する身近な話題を取り上げ、(公財)世界人権問題研究センターの協力を得て有識者の解説を加えた記事を新聞に連載する。</p> <p>〔掲載紙〕 京都新聞            〔段数〕 2段            〔期間〕 人権週間を中心に掲載            〔構成〕 時々の身近な人権に関わる話題を中心にテーマを選定</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
地域情報誌広告		8月	家族世帯に49万部の配布実績を持つ総合生活情報紙に、人権問題について考えてもらう記事を掲載。併せて、人権特設相談窓口等についても案内する。  [掲載紙] リビング京都 [段数] 1頁(予定) [回数] 1回 [構成] 主に主婦層向け啓発等
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
街頭啓発		8月 (人権強調月間)  12月 (人権週間)	人権強調月間及び人権週間を機に、人権尊重に関する社会的機運を盛り上げることを目的として、国、府内全市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等と連携して、府内各地で街頭啓発を実施する。  [京都市内] 京都人権啓発推進会議構成団体等による啓発物品配布 [府広域振興局管内] 各広域振興局ごとに編成した実施組織による取組として実施  年間約140箇所を実施予定
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発指導者養成研修会		8月 (人権強調月間)	<p>府職員だけでなく市町村、京都人権啓発推進会議構成団体等の職員も対象に、職場や地域など府民の身近なところで人権啓発を企画・実施する指導的人材を養成することを目的として研修会を実施する。</p> <p>〔概要〕 府人権啓発指導員・推進員、市町村管理職相当職員、京都人権啓発推進会議構成団体の管理職相当職員等を対象とする研修会                      〔内容〕 人権問題に関する識者の講義等                      〔講義数・日数〕 未定                      〔会場〕 京都府内</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、 調査・研究成果の活用		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
京都府内の相談機関等に係る担当職員研修会		2月	<p>人権に関する複雑・多様な相談に、各相談機関が連携協力して対応できるようにするため、「府民の人権を守る相談ネットワーク（府庁内組織：平成19年2月設置）」の担当職員の資質や能力の向上、交流促進を目的として研修会を実施する。</p> <p>〔概要〕 府（「府民の人権を守る相談ネットワーク」構成機関）の担当職員、市町村の人権啓発や相談機関の担当職員、人権擁護委員、国の機関（京都地方法務局、京都労働局）の担当職員を対象とする研修会                      〔内容〕 相談能力や資質向上と担当職員の交流促進                      〔講義数・日数〕 未定                      〔会場〕 京都市内</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	公務員		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発行政連絡協議会事業		10月 2月	<p>京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局、近畿財務局京都財務事務所、京都労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、近畿地方整備局、京都府及び京都市の9機関で構成、事務局は京都地方法務局）の一員として、府内企業（探偵業、結婚相談所含む）を対象に人権問題について正しい理解と認識を深めるために研修会等を実施する。</p> <p>〔内容〕 企業対象人権研修会 〔会場〕 京都市内</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権啓発活動再委託事業		通年	<p>市町村が行う地域に密着したきめ細かい人権啓発の取組に対する財政支援（国庫委託による人権啓発活動の市町村への再委託）</p> <p>〔対象事業〕 ①講演会 ②資料作成 ③スポット広告放送 ④新聞広告 ⑤地域総合情報誌掲載 ⑥研修会 ⑦交通広告 ⑧その他の事業（イベント、啓発物品の作成等） ⑨地域人権啓発活動活性化事業（人権啓発ネットワーク協議会と連携した人権啓発フェスティバル・人権の花運動等） 〔支援措置〕 委託対象経費の10/10</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権問題啓発補助事業		通年	市町村等が地域の状況を踏まえて実施する人権啓発の取組(研修会事業等)に対する財政支援(市町村の啓発事業に対する府の単独補助)  [対象事業] ①人権問題に関する講演会及び研修会 ②人権問題に関する啓発資料の作成 ③その他(人権啓発事業に要する資材の購入、人権教育・啓発を推進するための市町村計画の策定に係る経費等)  [補助率] 1/2
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
地域交流活性化支援事業		通年	市町村等が隣保館等を活用して実施する地域住民の交流を促進し相互理解やコミュニティーの形成等を図るための取組に対する財政支援(市町村の事業に対する府の単独補助)  [対象事業] ①地域交流事業 ②地域力活用事業 ③課題対応支援事業  [補助率] 1/2
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発地域活動事業		8月 (人権強調月間)	<p>幅広い府民を対象に、人権啓発の重点的取組期間である「人権強調月間」や「人権週間」の時期に、人権の大切さなどを訴えかけるため各広域振興局が庁舎や地元産品などを活用して啓発事業を実施する。</p> <p>[内 容]・人権啓発標語看板付きプランター花壇の設置                      ・市町村のイベント等における資料展示                      ・地元産品を活用した啓発物品の作成</p>
担当課(室)	人権啓発推進室	12月 (人権週間)	
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業		通年	<p>京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方法務局、京都府人権擁護委員連合会、京都府、京都市、府市の社会福祉協議会で構成、事務局：京都地方法務局）に参画して啓発活動を実施する。</p> <p>[内 容]・京都ヒューマンフェスタ等の人権啓発事業の共催                      ・府民への情報提供（ホームページ開設）                      ・Jリーグと連携した啓発事業 等</p>
担当課(室)	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権啓発に関するホームページ		通年	<p>幅広い府民を対象に、京都府ホームページ内「人権啓発に関するページ」で、京都府及び京都人権啓発推進会議の取組に係る情報を提供</p> <p>〔構成〕①京都府人権教育・啓発推進計画（第2次） ②人権啓発事業の案内、啓発資料の紹介 ③京都人権啓発推進会議の取組紹介（イベント、コンクール等） ④関係する府の事業や市町村行事等の紹介 ⑤人権啓発ラジオ番組の内容紹介 ⑥京都府人権教育・啓発施策推進懇話会の開催状況</p> <p>平成28年度は新たに、一般府民が活用しやすいよう、人権啓発イベント等の情報、研修資料ライブラリ等、地域・企業で活用できる人権研修支援情報、相談窓口情報など、京都府の人権教育・啓発に関する情報の一元的な窓口となる「京都人権情報ポータル（仮称）」を設置</p> <p>〔内容（案）〕①人権情報の発信（人権に関する法令やイベント情報等） ②人権研修等支援（研修資料ライブラリ等） ③相談機能の連携強化（相談窓口情報等）</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
インターネット上の人権侵害等についての啓発		通年	<p>関係行政機関等と連携し、インターネット上の人権侵害等について啓発するための府民講座（研修会）を開催する。</p> <p>〔内容〕 情報リテラシー、インターネットの危険性と対処方法、リスク情報の提供、情報モラルの向上など</p> <p>〔実施箇所〕 4箇所程度</p> <p>〔時期〕 未定</p>
担当課（室）	人権啓発推進室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

【府民生活部】（人権啓発推進室）

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要				
啓発資料等作成・配布			名称	内容	数量	配布（掲出）計画	作成・配布時期
担当課（室）	人権啓発推進室		人権口コミ講座	人権に関する様々な話題を取り上げた新聞広告記事「人権口コミ情報」を活用した啓発冊子	20,000	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体	3月
人権教育・啓発の対象・手法等			人権絵本	幼少者向けに芸術系大学の協力を得て作成した人権尊重に関する啓発資料の配布	500	・イベント ・市町村 ・学校・幼稚園	4月
人権教育・啓発の場			啓発ポスター	「人権週間」（12月）に人権尊重に係る社会的機運を醸成することを目的として、人権擁護啓発ポスターコンクール知事賞作品を活用したポスター	2,600	・市町村・府関係施設 ・推進会議構成団体 ・学校・商業施設 ・府内各駅等	12月
特定職業従事者			人権カレンダー（点字版）	人権擁護ポスターコンクール優秀作品を活用した月めくり壁掛けカレンダー（点字併用）	3,600	・市町村・府関係施設 ・障害児（者）施設 ・推進会議構成団体 ・学校・入賞者	12月
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		大学連携人権啓発物品（人権ぬり絵）	平成16年度に芸術系大学等の協力を得て、人権について学ぶ教材となる啓発物品として作成した「人権ぬり絵」をリニューアル	10,000	・イベント ・市町村 ・学校・幼稚園	11月
解決に資する人権問題等							
人権全般							

文化スポーツ部

所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員、医療関係従事者など特定職業従事者に対する研修などの実施</li> <li>・私立学校や宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進にかかる支援</li> <li>・スポーツ及び生涯学習に関すること。</li> </ul>
------	---

計画との関係	人権教育・啓発の場	幼稚園、学校、地域社会
	特定職業従事者等	教職員・医療関係者
	人権問題	全般

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校の教職員に対する研修については、広く人権問題全般について取り組むとともに、その時々状況に合わせてふさわしいテーマに取り組み、教職員の意識の向上を図る必要がある。</li> <li>・宗教関係者の研修会への参加者が固定化してきており更なる周知が必要である。</li> <li>・府立医科大学においては、医療従事者が多いことから、「患者」や「医療」などのテーマについても考慮が求められる。</li> </ul>
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校教職員の人権意識の高揚とともに、各校(園)における人権教育推進に向けた認識の深化や指導力向上に役立つ研修会の開催、人権教育資料の作成などを行う。</li> <li>・宗教学者関係者の研修への参加については、関係団体と協力し、研修内容とともに周知方法の充実に努める。</li> <li>・各種講座情報を提供する「京都府生涯学習・スポーツ情報」により、府民が行う人権意識を高めるための自主的な学習活動の支援に努める。</li> <li>・府立の大学では、学内の人権教育関係組織である協議会や委員会と連携をとりながら、テーマについて選定するとともに、多くの教職員等が参加できるよう取組を進める。</li> </ul>
-------	---

【文化スポーツ部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
「京都府生涯学習・スポーツ情報」事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>府民の自主的な学習活動を支援するため、府内で開催する各種講座等の情報の提供。</p> <p>(2)内 容</p> <p>京都府、府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学等が府内各地で開催する講座、教室等の情報を整理・体系化し、京都府生涯学習・スポーツ情報サイトで広く府民に情報を提供する。</p>
担当課（室）	文化政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校 地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育資料の作成		3月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>私立学校における人権教育の推進に資するため、教職員の参考として人権教育・啓発に関する資料を掲載した「人権教育資料」を作成・配布</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 資料作成            ○テーマ等 ～教職員の人権意識を高めるために～            ○事業規模            ・数 量 5,800部            ・配 布 先 府内の私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）</p>
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
私立幼稚園人権教育研修会		3月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>各園教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各園で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業種別 研修会・講演会</li> <li>○テーマ等 「人権尊重の視点に立った幼稚園づくり」</li> <li>○事業規模               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 私立幼稚園の設置者、園長、教諭等</li> <li>・会 場 京都私学会館</li> </ul> </li> </ul>
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園等		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
私立小・中・高等学校人権教育研修会		12月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業種別 研修会</li> <li>○テーマ等 未定</li> <li>○事業規模               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 私立小・中・高等学校の設置者、校長、教諭等</li> <li>・会 場 京都私学会館</li> </ul> </li> </ul>
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
私立専修・各種学校人権教育研修会		12月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業種別 研修会</li> <li>○テーマ等 未定</li> <li>○事業規模               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 私立専修・各種学校の設置者、校長、教員等</li> <li>・会 場 京都私学会館</li> </ul> </li> </ul>
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
私立学校人権研修フィールドワーク（全校種対象）		11月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>各校教職員の人権感覚の高揚を図るとともに、人権ゆかりの地を現実に訪ねて、各校で人権教育を推進していくための認識の深化と指導力の向上に資するための研修会を実施</p> <p>(2)内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業種別 フィールドワーク</li> <li>○テーマ等 「同和問題をはじめとする様々な人権問題の早期解決を図るための多面的な研修」</li> <li>○事業規模               <ul style="list-style-type: none"> <li>・対 象 私立幼稚園、小・中・高等学校、専修学校・各種学校の設置者、校長、教諭等</li> <li>・会 場 未定</li> </ul> </li> </ul>
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
同和問題			

【文化スポーツ部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
宗教法人関係者人権問題研修会		9月・11月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>宗教団体あるいは地域社会における指導的な立場にある宗教法人関係者に対し、人権問題についての正しい理解と認識を一層深めるとともに、差別のない明るい社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 研修会 ○テーマ等 「世界の平和と21世紀の人権確立及び豊かな人権文化を育むために人権の視点より宗教を考える。」</p> <p>○事業規模 ・対 象 宗教法人関係者（参加者数：200～300名） ・会 場 南部地域会場（船井郡以南の宗教法人対象）、北部地域会場（綾部市以北の宗教法人対象）</p>
担当課（室）	文教課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
人権教育授業 （医学部看護学科）		4月 ～ 9月 計15回 各回1.5h	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 授業（講義） ○テーマ等 [科目名] 人権論 [講 師] 国立大学法人奈良教育大学 特任講師 川野 麻衣子 ○事業規模 [対 象] 医学部看護学科生 [参加者] 各回 約90人</p>
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育授業 (医学部医学科)		4月 ～ 3月 計8回 各回1.5h	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>府立医科大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 授業(講義)</p> <p>○テーマ等 [科目名] 総合講義(人権教育) [講師] 静岡大学 准教授 山本崇記 他4名</p> <p>○事業規模 [対象者] 医学部医学科生 [参加者] 各回 約100名</p>
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
教職員人権啓発研修		12月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>人権全般に係る項目、医療に係る項目、各種人権問題(新京都府人権教育・啓発推進計画に掲げられている課題)に係る項目を中心とした研修会を実施</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 研修会・講演会、講演録作成:各テーマ2回×1.5h</p> <p>○テーマ等 人権問題全般、医療と人権、各種人権問題(具体的なテーマ、講師等は未定)</p> <p>○事業規模 [対象] 教職員 [会場] 本学及び附属北部医療センター [参加者] 約1,700人</p>
担当課(室)	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員 医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
看護師新規採用者人権研修		4月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 研修会・講演会            ○テーマ等 「人権問題について」 講師：元岐阜大学教授 藤田敬一            ○事業規模 [対 象] 新規採用看護師                      [会 場] 本学                      [参加者] 約90人</p>
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
研修医オリエンテーション		4月	<p>(1)事業の目的・概要</p> <p>医療従事者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権啓発について正しい理解と認識を深めるための講義を実施</p> <p>(2)内 容</p> <p>○事業種別 研修会・講演会            ○テーマ等 「人権問題について」 講師：元岐阜大学教授 藤田敬一            ○事業規模 [対 象] 平成28年度研修医                      [会 場] 本学                      [参加者] 約90人</p>
担当課（室）	府立医科大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【文化スポーツ部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
人権教育授業		前期 平成28年 4月 ～ 7月  後期 平成28年 9月 ～ 平成29年 2月	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>府立大学学生の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための講義を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <p>○事業種別 授業</p> <p>○テーマ等                      教養教育科目（予定）                      ・人権論Ⅰ－法・思想・歴史－（前期）                      「人権思想」、「現代の人権問題」、「信教の自由と子どもの教育に関する権利について」など14テーマにわたるリレー講義                      ・人権論Ⅱ－学問研究と社会倫理－（後期）                      「ネット人権侵害の実像に迫る」、「生命倫理について考える」、「環境設計における個人差の配慮」など14テーマにわたるリレー講義</p> <p>○事業規模 対象者：学部生、参加者数：各期100人</p>
担当課（室）	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
教職員人権問題研修・学習会		平成28年 9月 ～ 平成29年 3月	<p>(1) 事業の目的・概要</p> <p>府立大学の教職員を対象に、基本的人権の尊重や人権侵害の防止に対する教職員の意識の向上を図るため、広く人権問題全般について今日的に重要なテーマに関する研修・学習会を実施する。</p> <p>(2) 内 容</p> <p>○事業種別 研修会など</p> <p>○テーマ等 未定（人権委員会、男女共同参画推進委員会、ハラスメント防止委員会等で検討・決定）</p> <p>○事業規模 対象：本学教職員、参加者数：約220人</p>
担当課（室）	府立大学		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

健康福祉部

所 掌 事 務	健康福祉部は、保健・福祉・医療など、府民の生命や暮らし、健康に直結した重要な分野を所掌しており、すべての府民が、安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、取組を進めている。
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園・認定こども園、地域社会、家庭
	特定職業従事者等	医療従事者、介護・福祉従事者、健康福祉関係者
	人権問題	女性、子ども、高齢者、障害のある人、ハンセン病・感染症・難病患者等、さまざまな人権問題

所管事項に 関する 課題認識	<p>少子・高齢化の進展による核家族化や地域の連帯感の希薄化に伴い、近年、府民、特に子どもや高齢者、障害のある人など社会的に弱い立場にある人々の生命や人権が危険にさらされるような事件が多発している。</p> <p>子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らすなどの厳しい状況があり、社会全体で子どもの育つ環境の整備が必要。</p> <p>また、高齢化の進展に伴い、高齢者が尊厳を保ちながら、いきいきと暮らしていける社会をつくる必要があることから、高齢者の権利擁護とともに、家族介護者への支援や介護負担の軽減等の取組を推進。</p> <p>その他、犯罪被害者等には、直接的な被害だけでなく二次的な被害の問題が発生、特に性犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化に取り組む。</p>
----------------------	---

取組の方向	<p>(1) 少子・高齢化の進行の中で生じてきている課題を把握し、制度変革の趣旨や目的等を正しく理解し、説明できる力を養う。</p> <p>(2) 単に制度のオペレーターに止まらず、健康福祉部が所管する様々な施策の受け手である府民の意識・感覚を職員が共有できる機会を積極的に確保する。</p> <p>(3) 府民生活に関する諸課題は様々な要因が複雑に関連し、絡んでいることも多く、縦割りの弊害を排し、効果的に課題に対応できるよう、総合力の向上を目指し、連携や協働の重要性を認識できるよう取り組む。</p>
-------	--

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
健康福祉部関係団体職員人権研修（健康福祉関係者）		下半期	<p>健康福祉関係団体職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深める研修を実施</p> <p>〔内 容〕 ・講 演 ・グループ討論等</p> <p>〔対象団体等〕（公社）京都府栄養士会、（公社）京都府看護協会、（公社）京都府介護支援専門員協議会、京都府食生活改善推進員連絡協議会、（一社）京都府理学療法士会、（一財）京都予防医学センター、京都府赤十字血液センターほか</p> <p>〔日 数〕 1日（1会場）</p> <p>〔会 場〕 ルビノ京都等</p>
担当課（室）	健康福祉総務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
看取りプロジェクト推進事業		通 年	<p>超高齢社会を目前に控え、住み慣れた地域で最期まで自分らしい暮らしを送ることができる社会を実現するため、療養する場所や医療・介護等が柔軟に選択できる環境と体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕 ・看取りについて考える府民意識の醸成（看取り事例の発信やラジオリレートーク等） ・看取りサポート専門人材の養成（医師・看護師・介護支援専門員・介護職員） など</p>
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、 企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者、 保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法、 指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
高齢者総合相談センターの運営		通 年	<p>高齢者が抱える各種の心配、悩み事等に対し、総合的かつ迅速に対応するとともに、社会参加の意欲のある人には活躍の場となる情報など、幅広い情報を提供</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般相談（高齢者及びその家族等からの相談対応）</li> <li>・専門相談（法律相談等）</li> <li>・情報提供（高齢者、高齢社会、地域情報等に関する各種情報の収集及び提供）</li> </ul> <p>〔実施法人〕</p> <p>（公財）京都SKYセンター内に設置。同センターに運営委託</p>
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実、 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
認知症総合対策事業		通年	<p>認知症の早期発見や専門的な診断、初期認知症の方や家族への集中的な支援や居場所づくり等、地域で完結できる認知症ケア体制の構築を図る</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症疾患医療センターの設置（府内8カ所） 認知症の専門医や相談員を配置し、認知症疾患における鑑別診断・相談体制や地域の医療ネットワークにより途切れないケア体制を構築する。</li> <li>・ 認知症初期集中支援チームの設置 認知症初期の段階で認知症の人や家族に関わり、症状や病気の進行状況に沿った対応等についてのアドバイスを行う等、自立生活のサポートを実施する。</li> <li>・ 初期認知症対応型カフェの設置 認知症初期（軽度）の人が医療的な関わりを受けながら「集う場」の設置を促進する。</li> <li>・ 認知症啓発の強化 認知症に対する理解向上を図るため、認知症キャラバンメイト、サポーター等による啓発部隊を創設し、啓発活動を展開する。</li> <li>・ 医療・介護人材育成・多様な相談窓口の設置 医師や看護師等専門職向けの認知症対応力向上研修の実施 早期発見につなげるための認知症コールセンターの設置 地域相談窓口の設置</li> <li>・ 若年性認知症対策の推進 若年性認知症コールセンターの設置 産業医や支援者の養成や相談会の開催</li> <li>・ 「京都高齢者あんしんサポート企業」の養成</li> <li>・ キャラバンメイト及び認知症サポーター養成の推進</li> </ul>
担当課（室）	高齢者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者	医療関係者、保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名	実施時期	概要
生活保護関係職員研修会	5月 11月	<p>府職員だけでなく市町村の職員も対象に、生活困窮に至った地域住民と直接関わりを持つ生活保護関係職員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため、ケースワーカー等を対象とした研修会を実施する。</p> <p>〔主催〕 京都府</p> <p>〔会場〕 未定</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任職員研修：2日×2回（5月・2月）</li> <li>・関係職員研修：2日×1回（11月）</li> <li>・就労支援員会議：1日×1回（1月）</li> </ul>
担当課（室）	福祉・援護課	
人権教育・啓発の対象・手法等	1月	
人権教育・啓発の場	2月	
特定職業従事者	保健福祉関係者	
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実	
解決に資する人権問題等		
人権全般		

事業名	実施時期	概要
生活保護査察指導員会議	6月 1月	<p>府職員だけでなく各市職員も対象に、生活保護行政を担う職員を指導する立場にある生活保護査察指導員の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深めるため指導的な役割を果たすための研修を実施する。</p> <p>〔主催〕 京都府</p> <p>〔会場〕 未定</p> <p>〔内容〕 講義</p> <p>〔対象人員〕 約30名</p>
担当課（室）	福祉・援護課	
人権教育・啓発の対象・手法等		
人権教育・啓発の場		
特定職業従事者	保健福祉関係者	
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実	
解決に資する人権問題等		
人権全般		

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
自殺防止総合対策事業		事業ごと	<p>悩み苦しむ人を孤立させず、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う京都府づくりを進めるため、京都府自殺対策推進計画に基づき、若者の自殺予防、自殺未遂者や自死遺族への支援等の自殺対策を総合的に推進</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「京都いのちの日」シンポジウムの開催</li> <li>・小中高校生を対象にした自殺予防教育の実施</li> <li>・民間団体等支援人材交流会の開催</li> <li>・大学コンソーシアム京都における自殺対策に関する連続講座の開講</li> <li>・学生を対象としたメンタルヘルス対策</li> <li>・ゲートキーパーの養成</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
担当課（室）	福祉・援護課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会、家庭、企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、資料等の整備 効果的な手法 調査・研究成果の活用 相談機関連携充実 国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概要
民生委員・児童委員人権問題啓発研修会		4月～	<p>地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を地域（保健所等）ごとに実施</p> <p>〔内容〕 講義 〔日数〕 10日程度 〔会場〕 府内10カ所程度</p>
担当課（室）	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
民生委員・児童委員協議会 代表者研修会		6月	地域住民と密接な関わりを持つ民生委員・児童委員の人権尊重意識の高揚を図るとともに、人権問題について正しい理解と認識を深めるため、協議会代表者を対象とした研修会を実施  [内容] 講義 [日数] 3日(3会場) [会場] 府内3ヶ所(北部、中部、南部)
担当課(室)	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	国、市町村、民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
社会福祉施設長研修会		6月	社会福祉施設管理者の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施  [事業種別] 研修会 [テーマ等] 社会福祉施設における人権擁護について、専門家を講師に招き講演を開催 [事業規模] 対象者：社会福祉施設長等 会場：京都市内 参加数：約220名
担当課(室)	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
社会福祉施設職員等研修		6月～	<p>子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多い社会福祉施設職員等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>〔内容〕 研修会                      〔日数〕 8日                      〔会場〕 京都市内他</p>
担当課（室）	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
高齢者、障害のある人			

事業名		実施時期	概要
京都府認知症介護に係る研修		4月～2月	<p>認知症高齢者を介護する介護職員等（初任者、実践者、リーダー）に対して、高齢者の人権を基本とし、たとえ認知症になったとしても、できるだけ住み慣れた地域における馴染みの人間関係や居住空間の中での暮らしが継続性のある支援の視点等を学ぶ。</p> <p>また、市町村における地域密着型介護施設の開設者、管理者、計画作成者等に対しても同様な研修を行うことで、より身近な環境で生活支援をする仕組み等を学ぶ。</p> <p>〔内容〕 講義、現場実習、レポート等（研修により異なる）                      〔日数〕 講義：1日～7日                      実地研修：1日、1ヶ月、2ヶ月（研修により異なる）                      〔会場〕 講義：京都府内（研修により異なる）                      実地研修：介護保険施設等</p>
担当課（室）	介護・地域福祉課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
高齢者、障害のある人			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
障害者の権利擁護の推進		通年	<p>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、障害者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に関する実態調査による状況分析</li> <li>・障害者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、障害者の権利擁護を図る</li> <li>・市町村職員、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等への研修</li> </ul>
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

事業名		実施時期	概要
高齢者の権利擁護の推進		通年	<p>「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者虐待の早期発見、防止等の対策、成年後見制度の利用促進等、高齢者の権利擁護の支援体制を構築する。</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待に関する実態調査による状況分析</li> <li>・高齢者虐待に係る市町村の対応について、京都府障害者・高齢者権利擁護支援センターが支援することにより、高齢者の権利擁護を図る。</li> </ul>
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
高齢者			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害者自立支援費)		事業ごと	発達障害に関する支援・相談、啓発に関する事業を実施  [内 容] ・発達障害者支援センター「はばたき」の設置 (個別支援、他機関支援、支援ネットワークの構築、研修、啓発講演会、情報提供) ・発達障害者圏域支援センターの設置(府内6ヶ所 通年) (相談、地域支援ネットワークの構築、ケース会議) ・発達障害啓発週間、世界自閉症啓発デーの啓発行事の実施 (京都タワー等ライトアップ、関係団体と連結したイベントの実施) 等
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

事業名		実施時期	概要
発達障害者支援体制整備事業 (障害児自立支援費)		事業ごと	発達障害児の早期発見・早期療育を行う市町村への補助、人材育成、診療体制拡充  [内 容] ・発達障害児に対する療育(SST・ペアトレなど)を実施(市町村補助) ・発達クリニックの実施(医療面からの専門的チェック・相談) ・臨床心理士、保健師、保育士・幼稚園教諭等への研修 ・こども発達支援センターでの診療体制の拡充、医師への研修 等
担当課(室)	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	医療関係者		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
障害者に対する理解と交流促進活動		事業ごと	<p>「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害の有無にかかわらず誰もがお互いを思いやる共生社会の実現に向け、障害者に対する理解促進や府民との交流を目的とした各種事業等の実施</p> <p>〔内 容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者への思いやりのある行動が自然とできる「障害者支援サポーター」の養成</li> <li>・ 「スポーツ・レクリエーションフェスティバル」の開催（5月） （スポーツコーナー、ウォークラリーコーナー、ふれあいコーナー） ＜場所：府立丹波自然運動公園（京丹波町）＞</li> <li>・ 「障害者週間」啓発活動促進事業（11～12月） （障害者のつどい、啓発ポスター、体験作文コンクール）</li> <li>・ 障害者芸術創造事業（芸術作品展の実施） （「きょうと障害者文化芸術推進機構」の運営、「地域アート展」の開催）</li> <li>・ 全国車いす駅伝競走大会（3月） （全国規模の障害者スポーツイベント、都道府県対抗車いす駅伝） 等</li> </ul>
担当課（室）	障害者支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
障害のある人			

事業名		実施時期	概要
保育所職員研修事業		随時	<p>家庭とともに人格形成期にある幼児の養育を担う保育所職員の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施</p> <p>〔内 容〕 講義</p> <p>〔日 数〕 4日（全体研修、管理者研修、人権擁護研修等開催区分ごとの延べ日数）</p> <p>〔会 場〕 府総合社会福祉会館 ほか</p>
担当課（室）	子育て政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
児童虐待等総合対策事業		通年	児童虐待への理解を深め、市町村の児童相談担当職員等関係機関職員の資質向上を図るための研修を実施
担当課(室)	家庭支援課	11月	[内容] 講義等 [日数] 7日(全体研修、児童相談所単位研修の延べ日数) [会場] 府家庭支援総合センター ほか  11月の児童虐待防止月間中に児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンを展開して効果的な取組を実施。  [内容] ・府児童福祉施設連絡協議会、地域スポーツ活動等と協働した啓発 等
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会、家庭		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
子ども			

事業名		実施時期	概要
性暴力被害者ワンストップ相談支援センター事業		通年	行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援(医療、相談・カウンセリング等心理的支援、法的支援等)をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担軽減とその回復を図るとともに、被害の潜在化を防止し、性暴力のない社会づくりを目指す。
担当課(室)	家庭支援課		[内容] <b>性暴力被害者ワンストップ相談支援センターによる相談支援対応</b> 心身共に大きなダメージを受けた被害者に寄り添い、被害直後から心身のケアを行う。  <b>性被害者に対する相談・支援ネットワークの強化</b> 関係機関と連携の状況を検証し、医療機関、警察等とのさらなる連携を推進強化  <b>性暴力被害者の潜在化防止</b> ・性暴力被害に対する正しい知識の普及啓発 ・被害が潜在化しないようための啓発実施
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
女性、子ども、犯罪被害者等			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ハンセン病問題啓発事業		6月	らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（6月22日）を中心とした各種啓発活動
担当課（室）	健康対策課		[内 容] ・府内高校3年生全員に啓発リーフレットを配布 ・ハンセン病療養所入所者と中高生との交流会（8月頃） ・ふるさと墓参等里帰り事業（10月頃） ・府広報誌、入所者作品及びパネルのロビー展示による啓発
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			

事業名		実施時期	概要
エイズに関する普及啓発事業		12月	京都府エイズ予防月間における各種啓発活動の強化
担当課（室）	健康対策課		[内 容] ・保健所の出張型予防教育・研修会の開催 ・エイズ等予防啓発ボランティアグループ（紅紐）による啓発 ・啓発資材（ポスター、パンフレット等）配布 ・府広報媒体、ロビー展示による啓発 ・エイズ検査・相談体制の拡充
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
ハンセン病・感染症・難病患者等			

【健康福祉部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
健康福祉事業従事職員人権研修会		1月頃	保健福祉事業従事職員が様々な人権問題に対する認識・理解を高めることにより、府民一人一人の人権を尊重した保健福祉活動の推進を図る。  [内容] 研修会 [テーマ] 障害者・母子・精神疾患・感染症等から選定 [事業規模] 50名程度 [対象者] 市町村及び保健所等において保健福祉事業に従事する職員等
担当課(室)	健康対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	保健福祉関係者		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

商工労働観光部

所 掌 事 務	(全般) ・ 商業、工業及び観光等の府内産業の振興、雇用 対策、 職業能力開発施策、雇用環境の整備を所 掌 (人権関連) ・ 府内企業、商工業団体等の人権意識の向上と人 権に係 る諸課題の解決を図る	計画との関係	人権教育・啓発の場	企業・職場
		特定職業従事者等		
		人権問題	人権全般	

所管事項に関する課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業や商工業団体等は、自らの職場内はもとより、その活動に伴い府民生活や地域社会と関わりを持つ中で、様々な人権に関する課題に直面する機会を有することから、自ら主体となって人権の尊重される社会の実現に取り組むことが求められる。そのため、企業等の構成員たる役職員一人ひとりが人権の尊重に係る正しい理解と認識を深め、適切な行動を行うことができるよう、意識の向上を図る必要がある。</li> <li>・ 企業等への公正採用選考に係る啓発については、人権意識のさらなる高揚を図り、就職の機会均等を確保していくことが求められる。</li> <li>・ 職場でのハラスメント防止のため、企業経営者等に対する意識啓発、職場環境の改善に向けた支援が必要。</li> <li>・ 長時間・過重労働など違法な働き方を強いる企業に対するコンプライアンスの徹底、労働教育の充実と労働関係法の周知・啓発が求められる。</li> </ul>
--------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業・職場は、その活動等を通じ、地域や社会の構成員として重要な役割を担う存在であり、人権が尊重される企業づくりや就労環境の整備、個人情報管理の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取組が推進されるよう全役職員を対象とした人権教育・啓発を充実させるとともに、労働相談窓口を設置する。</li> <li>・ 企業・職場での人権侵害の防止や、能力・適性のみを基準とした公正な選考採用の徹底、企業内人権啓発推進員の設置促進、企業・職場における人権意識高揚のための取組を支援。</li> </ul>
-------	--

【商工労働観光部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
公正採用選考啓発事業		6月	(1)事業の目的・概要 職場における公正な採用選考システムの確立を図るため、企業が行う採用選考の側面から、広く啓発を実施 (2)内 容 ・公正採用選考推進旬間啓発ポスター作成（6月10日（予定）／4,000枚） ・公正採用選考推進旬間新聞意見広告（6月10日（予定）掲載／京都・朝日・毎日・読売・産経） ・公正採用選考啓発TVスポット（6月10日～19日（予定）／KBS京都、15秒×25回） ・JIS企画履歴書の配布（随時）
担当課（室）	総合就業支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
企業内人権問題啓発セミナー		6月 9月	(1)事業の目的・概要 企業・職場における人権尊重意識の高揚を図るため、企業の人事担当者等を対象として、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修会を開催 (2)内 容（今後、労働局と協議の上、内容に変更の可能性あり） 事業種別 研修会の開催（講演又は取組事例発表） テーマ等 <講演> テーマ：「企業・職場における人権」 講 師：（公財）世界人権問題研究センター研究員、大学教授等 <取組事例発表> 府内企業における公正採用選考の取り組み （府内企業の人事担当者など） 高等学校における取り組み （府教委、府立高等学校進路指導担当など） 事業規模 公正採用選考推進旬間（6月10日～19日（予定））に4回（府内4会場）開催 欠席企業を対象に9月中旬に1回（京都市内）開催
担当課（室）	総合就業支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

  

	開催回数	開催場所	参加者数（見込）	開催時期	備考
南 部	1	宇治市	250	6月中旬	公正採用選考推進旬間中に開催
中 部	2	京都市内	800		
北 部	1	福知山以北	200		
欠席対象	1	京都市内	—	9月中旬	

【商工労働観光部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
企業・職場人権啓発推進事業		11月～ 2月	<p>(1) 事業の目的・概要 企業の代表者及び商工業関係団体役員等に対し、あらゆる差別問題への理解を深め、人権意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 内容 ○事業種別 講演会及び啓発映画の上映 ○テーマ等 あらゆる人権問題解決のためのテーマを検討の上設定する ○事業規模 ・対象者：府内企業の代表者及び商工業関係団体役員等 ・会場：府内4会場（京都・南丹、山城、中丹、丹後）</p>
担当課（室）	商業・経営支援課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権問題研修		1月	<p>(1) 事業の目的・概要 府が造成した工業団地（長田野・アネックス京都三和・綾部）に立地する企業の人事・労務管理職等の人権尊重意識の高揚を図るため、人権問題について正しい理解と認識を深めるための研修を実施する。</p> <p>(2) 内容 ・人権尊重意識の高揚を図るための講演会等 ・会場 福知山市内</p>
担当課（室）	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【商工労働観光部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
府営工業団地立地企業人権問題研修補助事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 府営工業団地立地企業の人権教育担当者等を対象として各工業センターが実施する研修に対して補助</p> <p>[補助対象団体]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(一社)長田野工業センター</li> <li>・(一社)綾部工業団地振興センター</li> </ul>
担当課(室)	産業立地課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
中小企業労働相談事業		通年	<p>(1)事業の目的・概要 解雇、賃金、労働条件など様々な労働問題について、無料相談を実施</p> <p>(2)内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働相談 月～金曜日 9:00～13:00 14:00～17:00 (祝日・年末年始除く)</li> <li>・非正規労働ほっとライン(社会保険労務士による労働相談) 毎週土曜日 9:00～13:00 14:00～17:00 (祝日・年末年始除く)</li> <li>・若者等労働ホットライン(社会保険労務士による労働相談) 月～金曜日 17:00～21:00 (祝日・年末年始除く)</li> <li>・特別労働相談(弁護士による労働相談) 毎月第3木曜日(要事前予約 来所相談のみ)</li> <li>・働く人のメンタルヘルス相談(産業カウンセラーによるメンタルヘルス相談) 毎月第2水曜日(要事前予約 来所相談のみ)</li> <li>・メールによる労働相談</li> </ul> <p>【場所等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都中小企業労働相談所(京都テルサ内) フリーダイヤル(京都府内限定)も利用可</li> </ul>
担当課(室)	労働・雇用政策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

農林水産部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深め、人権啓発の推進を図る。</li> <li>・ 農山村における男女共同参画社会づくりの推進を図る。</li> </ul>
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	全般、女性

所管事項に 関する 課題認識	<p>「明日の京都」に明記された「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現のため、</p> <p>①農山村地域における日常生活の中で、しっかりと人権意識を根付かせ、地域活動や生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うことが必要。</p> <p>②併せて、農山村社会における女性の能力発揮と、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要。</p>
----------------------	--

取組の方向	<p>府内の農林漁業関係団体職員の人権問題に対する理解と認識を深めるため、積極的な人権教育・啓発の取組として、同和問題、障害者問題、女性問題、子供の人権、男女共同参画など、毎年テーマを定めて研修会等を実施しており、今後も継続して実施することにより、さらに人権啓発の推進を図ることとする。</p> <p>また、農山村社会における女性の能力発揮のため、起業化や経営向上のための講座やセミナーの開催など様々な活動支援を行うとともに、今後もこれらの取組を継続して実施することにより、さらに男女共同参画の推進を図ることとする。</p>
-------	--

【農林水産部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体職員人権啓発研修		9月～3月	<p>農林漁業関係団体職員等の人権尊重意識の高揚を図り、人権問題について正しい理解と認識を深めるため研修を実施</p> <p>〔内容〕 毎年1回、北部会場と南部会場の2会場で研修会の実施 テーマ：未定 講師：未定</p> <p>〔対象者〕 京都府内の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の農林漁業関係団体職員及び府職員</p> <p>〔会場〕 北部会場及び南部会場 参加者数：約400名</p>
担当課（室）	農政課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
農林漁業関係団体役職員人権啓発研修補助		4月～3月	<p>京都府内の農林漁業関係団体が実施する人権啓発研修事業等に対する補助</p> <p>〔内容〕 研修会、講習会、資料作成等の実施に対する補助 テーマ等：未定</p> <p>〔対象者〕 京都府農業協同組合中央会 京都府漁業協同組合 京都府森林組合連合会</p>
担当課（室）	農政課、水産課、林務課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【農林水産部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
農村女性育成事業		4月～3月	<p>農山村における女性の地位の向上や農業経営等の方針決定への参画促進等を図るための啓発、女性の起業活動や社会参画活動の取組支援</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結推進 協定締結に向けた農業応援隊による個別支援を推進</li> <li>・農産加工等起業活動支援 女性を対象とした起業化に向けた講座の開催</li> <li>・農村女性組織の育成 女性の力を活かして、直売、農産加工に取り組む農業者の経営向上を目的としたセミナーの開催</li> </ul> <p>〔対象者〕 農林業に従事する女性</p>
担当課（室）	流通・ブランド戦略課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
女性			



建設交通部

所 掌 事 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>■道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理</li> <li>■府営住宅の整備及びその管理</li> <li>■福祉のまちづくりの推進</li> <li>■建設業の許可</li> <li>■宅地建物取引業の免許 など</li> </ul>
------------------	---

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	企業・職場
	特定職業従事者等	
	人権問題	高齢者・障害者・女性・外国人 同和問題

所管事項に 関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>■誰もが自由に、かつ、自立的に参加できる社会を実現するためには、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があるが、このような施設の整備には相応の経費を要するだけでなく、施設利用者の理解も重要である。</li> <li>■建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるため、業界の健全な発展が必要である。また、業務の危険性や専門性から、その経営者には、人権意識をはじめとした高い倫理観が求められている。</li> <li>■宅地建物取引業は、その業務の適正な運営と取引の公正とを確保しながら、住生活の向上に寄与するという重要な社会的責務を担っていることから、人権意識をはじめとした高い倫理観をもってその職務にあたる必要がある。</li> </ul>
----------------------	--

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公共施設の整備に当たって、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者が理解を深め、その方向性を見出す取組を進めているところである。その中で、ユニバーサルデザインの重要性についても府民と事業者がともに理解を深めていくこととする。</li> <li>■建設業については、年間2箇所、人権問題研修を実施し、人権に関する理解を深めることとする。</li> <li>■宅地建物取引業については、業界団体が通年実施している自主研修会や宅地建物取引士証の交付に係る法定講習会等の機会を捉え、あるいは業界団体と合同で人権研修を実施することにより、関係者に対する啓発を行い、人権に関する理解を深めることとする。</li> </ul>
-------	--

【建設交通部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
建設業者人権啓発研修		10～11月 (予定)	<p>(1) 事業の目的・概要 府内の建設企業等を対象に、人権への理解を深めることで人権問題の解決に資することを目的とする。</p> <p>(2) 内容 ○事業種別 研修会及び啓発ビデオ上映 ○テーマ等 テーマ及び講師は未定 ○事業規模 対象者 府内所在の建設企業 会場 南部会場…山城北南土木事務所管内(予定) 北部会場…丹後土木事務所管内(予定) 参加者数 南部会場…53名 北部会場…73名(H27実績)</p> <p>(3) 推進計画との関係 人権教育・啓発の場・・・⑤企業・職場 計画の推進策・・・③効果的な手法による人権教育・啓発の実施</p>
担当課(室)	指導検査課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
宅地建物取引業者人権啓発		通年	<p>(1) 事業の目的・概要 宅地建物取引業者が住生活の向上に寄与する重要な社会的責務を担っていることを踏まえて、業界団体研修会等の機会を捉え、あるいは団体において指導的立場にある役員等を対象にした人権研修会を開催し、「土地調査問題」等を具体事例として、人権問題への配慮についての指導・啓発を行う。 宅地建物取引士の法定講習については、27年度から内容の充実を図り、これまでの人権啓発を含む「宅地建物取引士の使命と役割」について、講習実施団体に対し府から助言・指導を行ない、受講対象の全宅地建物取引士への指導・啓発を行う。</p> <p>(2) 内容 ○(公社)京都府宅地建物取引業協会の会員研修会(通年、各支部毎に開催) ○(公社)全日本不動産協会京都府本部の会員研修会(通年、年4回程度開催) ○京都府と業界2団体による合同人権研修会(年1回開催) ○宅地建物取引士の法定講習会(毎月開催(28年度…全18回予定))</p>
担当課(室)	建築指導課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
同和問題・女性・高齢者・障害者・外国人			

教 育 庁

所 掌 事 務	(学校教育) ・学校等における人権教育の推進
	(社会教育) ・府民の自発的な学習活動の推進・人権意識の高揚

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	学校・地域社会
	特定職業従事者等	教職員・社会教育関係職員
	人権問題	全般

所管事項に 関する 課題認識	<p>「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を踏まえ、人権という普遍的文化を構築するため、学校教育においては、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進し、豊かな人権感覚と人権を尊重する態度や実践力をはぐくむことが重要であり、同和問題など様々な人権問題の解決に向けた学習活動の充実を図る。</p> <p>また、社会教育においては、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。</p>
----------------------	---

取組の方向	<p>(学校教育) 教育活動全体の基盤に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、基礎学力の定着と希望進路の実現に努めるなど、一人一人を大切にされた教育の推進を図る。</p> <p>また、基本的人権の尊重や同和問題など様々な人権問題についての正しい理解や認識の基礎と、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し他者を尊重する態度や実践力を培う。</p> <p>(社会教育) 様々な人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実を図る。</p>
-------	--

【教 育 庁】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
「人権学習資料集（新版）（仮称）」作成		通 年	<p>子どもの人権を巡る状況が多様化・複雑化し、子どもの貧困対策等の新たな人権上の課題が顕在化している。また、平成30年度から順次学習指導要領の改訂が進むことなどを見据え、普遍的な視点と個別的な視点の両面から、多様化・複雑化する人権問題に対応するとともに、主体的・協働的な学習の手法等を取り入れた人権学習資料集(新版(仮称))〈小学校編〉を作成し、府内の小学校教職員等に配布</p> <p>[内 容] 児童の発達の段階等に応じた、より実践的な内容の学習教材及び指導の手引き</p> <p>[数 量] 8,500部</p> <p>[配布先] 京都府内の公立小・中学校・府立学校・市町(組合)教育委員会等</p>
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者	教職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概 要
人権教育資料作成(人権教育進路保障資料)		通 年	<p>経済的理由で児童生徒が希望進路を断念することがないように、府の援護制度一覧を作成し、府内の学校等に配布</p> <p>[内 容] 家庭訪問等で活用できる府の援護制度一覧</p> <p>[数 量] 22,000部</p> <p>[配布先] 京都府内の小・中学校・府立学校・市町村・保育所・幼稚園・保健所等相談機関等</p>
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	保育所・幼稚園・認定こども園、学校		
特定職業従事者	教職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
同和問題、女性、子ども、障害のある人、外国人、ハンセン病・感染症・難病患者等、犯罪被害者等			

【教 育 庁】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育研究推進事業 (人権教育研究指定校事業)		通 年	<p>人権意識を培うための学校教育のあり方について、幅広い観点から実践的研究を行い、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努め、その成果を府内全体の学校に波及</p> <p>文部科学省指定(国)</p> <p>[指定校] 京都府立城陽支援学校(平成28年度)</p> <p>[研究主題] 自立と社会参加に向けて、互いを認め合い、高め合う児童生徒の育成</p>
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概 要
人権教育研究推進事業 (人権教育総合推進地域事業)		通 年	<p>基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図り、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実施</p> <p>文部科学省指定(国)</p> <p>[指定地域] 福知山市(桃映中学校区)(平成28年度)</p> <p>[研究主題] 児童生徒の夢が芽生え、育つ教育を目指して ～人権尊重の精神に根差した文化の再生と創造～</p>
担当課(室)	学校教育課(人権教育室)		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要																			
教職員研修事業		通年	<p>教職員自らが、体罰やいじめ問題を含む確かな人権意識を持ち実践することができるよう、人権問題についての理解と認識を深め、人権教育に関する知識・技能の向上を図ることを目的とした研修</p> <p>〔内 容〕 ○京都府総合教育センターにおける研修</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修区分</th> <th>対象者</th> <th>研修内容</th> <th>講師</th> <th>研修方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本研修 (教職経験年数別研修)</td> <td>教職員</td> <td>・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等</td> <td>・センター職員 ・府内の職員 ・学識経験者</td> <td>・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習</td> </tr> <tr> <td>専門研修 (領域等・職能別研修等)</td> <td>教職員</td> <td>・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○学校における人権研修 対象者：教職員 研修内容：年間研修計画に基づき計画的・系統的に実施 ・人権教育を推進していくための認識の深化を目指した研修 ・体罰根絶、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた研修 ・人権学習の教材及び指導方法に関わる研修 ・様々な人権問題の現状と課題を理解するための研修 ・保護者啓発を兼ねたPTAとの合同研修 等 研修方法：講義、講演、研究協議、ワークショップ、フィールドワーク</p> <p>○京都教育大学への派遣研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する専門的知識及び技能を修得するための研修</p> <p>○独立行政法人教員研修センターでの研修 対象者：教職員 研修内容：人権教育に関する国内外の動向や、人権教育に関する効果的な指導方法等に関わる研修</p>					研修区分	対象者	研修内容	講師	研修方法等	基本研修 (教職経験年数別研修)	教職員	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等	・センター職員 ・府内の職員 ・学識経験者	・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習	専門研修 (領域等・職能別研修等)	教職員	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等		
研修区分	対象者	研修内容	講師	研修方法等																		
基本研修 (教職経験年数別研修)	教職員	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等	・センター職員 ・府内の職員 ・学識経験者	・講義 ・実践発表 ・研究協議 ・演習																		
専門研修 (領域等・職能別研修等)	教職員	・人権教育に係る知識及び技能 ・人権問題の現状と課題 ・人権学習資料集の活用等																				
担当課(室)	学校教育課																					
人権教育・啓発の対象・手法等																						
人権教育・啓発の場	幼稚園・認定こども園、学校																					
特定職業従事者	教職員																					
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成、調査・研究成果の活用																					
解決に資する人権問題等																						
人権全般																						

【教 育 庁】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
トータルアドバイスセンター設置事業		通 年	<p>不登校やいじめなど学校教育に関すること及び子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く、幼児児童生徒、保護者、教職員等に対して、適応指導相談員（精神科医、臨床心理士）、家庭教育カウンセラー（臨床心理士）、教育相談指導員（京都府総合教育センター電話相談員）、京都府総合教育センター研究主事等が課題解決のための援助及び助言を目的とする総合的な教育相談を実施</p> <p>〔内 容〕 教育相談</p> <p>〔実施方法・相談時期〕 電話教育相談：毎日 24時間対応 メール相談：毎日 24時間受付 来所教育相談 毎週月～金 10:00～17:00 巡回教育相談 月1回程度（各教育局等）</p>
担当課（室）	学校教育課、社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、家庭		
特定職業従事者	教職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども			

事業名		実施時期	概 要
人権教育推進事業（人権教育指導者研修会）		8月 11月	<p>社会状況の変化に伴う多様化・複雑化する人権問題についての理解と認識を深め、地域の実情に応じた人権教育を推進するために、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上を図る研修会を2回実施</p> <p>〔対象者〕 社会教育主事、社会教育指導員、社会教育施設関係職員、社会教育関係者、学校教育関係者 社会教育関係団体員、その他（人権教育の指導・啓発を担当する関係者等）</p> <p>〔研修内容〕 ・様々な人権問題の現状と課題 ・参加型学習を取り入れた学習内容や方法の工夫改善 等</p> <p>〔講 師〕 ・社会教育課社会教育主事、府内の教職員、学識経験者、行政関係者 他</p> <p>〔研修方法等〕 ・講義、講演 ・演習（参加型学習を取り入れた学習内容の工夫・改善） ・実践報告・実践交流</p>
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

# 【教 育 庁】

## 平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
人権教育推進事業 (人権教育(教育局別)行政担当者等研究協議会)		通 年	<p>各教育局において、人権教育指導者研修会等の内容も踏まえながら、関係機関との連携を図り、人権に関する課題解決の方策についての研究協議を行うとともに、管内市町村の人権に関する取組状況の情報交換を実施</p> <p>[対象者] 各市町村社会教育・人権教育行政担当者、学校教育関係者、人権教育推進協議会指導者等</p> <p>[内 容]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権に関する課題解決の方策についての研究協議</li> <li>・管内市町村の人権に関する取組状況等の情報交換</li> <li>・人権教育に関する研修会</li> <li>・フィールドワーク 等</li> </ul> </p> <p>[実施回数] 各教育局毎3回程度</p> <p>[その他]  <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育指導者研修会の内容を踏まえ、各地域での人権問題についての課題に対応した人権教育の充実方策について考える機会としている。</li> </ul> </p>
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	指導者の養成		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概 要
人権教育推進事業(学習教材・啓発資料整備)		通 年	<p>学校、地域社会、企業・職場等あらゆる場面で、生涯の各時期に応じて人権について学ぶことができるよう、視聴覚教材を整備</p>
担当課(室)	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	地域社会		
特定職業従事者	教職員・社会教育関係職員		
人権教育・啓発の推進方策	資料等の整備		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

【教 育 庁】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要
森と小川の教室推進事業		6～8月	<p>障害のある子どもと障害のない子どもが、るり溪の自然の中で共同生活を体験し、多様な立場を理解し、心のふれあいを深めながら支援する心を培い、ノーマライゼーションの一層の進展を図る。また、多様な自然体験活動を通して、自立心・主体性を培うとともに、自然や環境に対する豊かな感性を養うことを目的として実施</p> <p>〔内 容〕 キャンプ及び自然体験活動、 スタッフ研修会、親子説明会、体験発表会等</p> <p>〔対象者〕 府内の小学4年生～中学生、特別支援学校小学部4年生～中学部までの児童生徒</p>
担当課（室）	社会教育課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場			
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
子ども、障害のある人			

事業名		実施時期	概 要												
子どもの未来を守る事業費		通 年	<p>1 目 的 京都府子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していけるよう、施策を推進する。</p> <p>2 内 容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都式「効果のある学校」推進事業</td> <td>困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を目指す学校モデルを構築</td> </tr> <tr> <td>京都式「学力向上教育サポーター」事業費</td> <td>子どもの学習・生活支援プラットフォーム事業 ・福祉等の専門家を学校に派遣し、必要な学習支援、福祉施策につなぐためのケース会議を開催できる体制を整備 ・府内の小・中・高等学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着を図る。</td> </tr> <tr> <td>小学生個別補充学習実施事業</td> <td>学習内容が高度化する小学5年生段階のつまずきを解消するため、京都府学力診断テストの結果を踏まえ、小学4・5年生で補充学習（国語、算数等）を実施</td> </tr> <tr> <td>府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業</td> <td>府立高校の中退を防止するため、学力課題のある生徒を対象に個別指導を実施</td> </tr> <tr> <td>地域未来塾開設支援事業</td> <td>学習が遅れがちな中学生等を対象とした原則無料の学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	京都式「効果のある学校」推進事業	困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を目指す学校モデルを構築	京都式「学力向上教育サポーター」事業費	子どもの学習・生活支援プラットフォーム事業 ・福祉等の専門家を学校に派遣し、必要な学習支援、福祉施策につなぐためのケース会議を開催できる体制を整備 ・府内の小・中・高等学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着を図る。	小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学5年生段階のつまずきを解消するため、京都府学力診断テストの結果を踏まえ、小学4・5年生で補充学習（国語、算数等）を実施	府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退を防止するため、学力課題のある生徒を対象に個別指導を実施	地域未来塾開設支援事業	学習が遅れがちな中学生等を対象とした原則無料の学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援
事 項	内 容														
京都式「効果のある学校」推進事業	困難な状況に置かれている児童生徒をはじめ、すべての児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現を目指す学校モデルを構築														
京都式「学力向上教育サポーター」事業費	子どもの学習・生活支援プラットフォーム事業 ・福祉等の専門家を学校に派遣し、必要な学習支援、福祉施策につなぐためのケース会議を開催できる体制を整備 ・府内の小・中・高等学校に「まなび・生活アドバイザー」を配置することにより、児童生徒の基本的な生活習慣の確立及び学習習慣の定着を図る。														
小学生個別補充学習実施事業	学習内容が高度化する小学5年生段階のつまずきを解消するため、京都府学力診断テストの結果を踏まえ、小学4・5年生で補充学習（国語、算数等）を実施														
府立高校「セカンドラーニング教室」設置事業	府立高校の中退を防止するため、学力課題のある生徒を対象に個別指導を実施														
地域未来塾開設支援事業	学習が遅れがちな中学生等を対象とした原則無料の学習支援を行う「地域未来塾」の開設を支援														
担当課（室）	学校教育課 高校教育課 社会教育課														
人権教育・啓発の対象・手法等															
人権教育・啓発の場	学校、地域社会、家庭														
特定職業従事者															
人権教育・啓発の推進方策															
解決に資する人権問題等															
子ども															

【教 育 庁】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概 要																																
いじめ防止対策等推進事業費		通 年	<p>1 目的 いじめ、不登校、問題行動や少年による凶悪犯罪の発生などが社会問題となっていることを踏まえ、学校等における問題の早期発見や児童生徒、保護者の相談に対応する総合的なサポート体制（相談体制）を充実するとともに、いじめ、不登校対策や生徒指導の充実を図る。</p> <p>2 内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">○未然防止から早期解消に向けて</td> </tr> <tr> <td>いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置</td> <td>専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○未然防止</td> </tr> <tr> <td>規律ある行いを実践する教育推進事業</td> <td>法をはじめ、実生活でのルールや決まりについて、自ら考え、理解した上で、態度や行動に移せる能力を育成</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期発見・相談体制</td> </tr> <tr> <td>スクールカウンセラーの配置</td> <td>臨床心理士による児童生徒、教職員、保護者へのカウンセリング</td> </tr> <tr> <td>ネットいじめ対策</td> <td>学校非公式サイトなどネット上の監視</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○早期解決に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ早期対応緊急指導教員の配置</td> <td>いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制の強化を図る。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○重大事案への対応</td> </tr> <tr> <td>いじめ危機管理チームの派遣</td> <td>深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○組織の設置</td> </tr> <tr> <td>いじめ対応のための附属機関等の設置</td> <td>いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大自体の調査を実施する附属機関等を設置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">○不登校対策の充実</td> </tr> <tr> <td>不登校児童生徒支援モデル事業</td> <td>フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援や適応指導教室の設置・機能拡充を支援</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	○未然防止から早期解消に向けて		いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施	○未然防止		規律ある行いを実践する教育推進事業	法をはじめ、実生活でのルールや決まりについて、自ら考え、理解した上で、態度や行動に移せる能力を育成	○早期発見・相談体制		スクールカウンセラーの配置	臨床心理士による児童生徒、教職員、保護者へのカウンセリング	ネットいじめ対策	学校非公式サイトなどネット上の監視	○早期解決に向けた対応		いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制の強化を図る。	○重大事案への対応		いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣	○組織の設置		いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大自体の調査を実施する附属機関等を設置	○不登校対策の充実		不登校児童生徒支援モデル事業	フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援や適応指導教室の設置・機能拡充を支援
事 項	内 容																																		
○未然防止から早期解消に向けて																																			
いじめ未然防止・早期解消支援チーム設置	専門家等によるチームが学校の対応状況の点検や第三者的立場で解決に向けた調整を実施																																		
○未然防止																																			
規律ある行いを実践する教育推進事業	法をはじめ、実生活でのルールや決まりについて、自ら考え、理解した上で、態度や行動に移せる能力を育成																																		
○早期発見・相談体制																																			
スクールカウンセラーの配置	臨床心理士による児童生徒、教職員、保護者へのカウンセリング																																		
ネットいじめ対策	学校非公式サイトなどネット上の監視																																		
○早期解決に向けた対応																																			
いじめ早期対応緊急指導教員の配置	いじめにより大きな課題が生じている学校に緊急に教員（非常勤講師）を配置し、学校体制の強化を図る。																																		
○重大事案への対応																																			
いじめ危機管理チームの派遣	深刻ないじめ事象が発生した学校へ、学校機能の回復や支援を行うためのチームを派遣																																		
○組織の設置																																			
いじめ対応のための附属機関等の設置	いじめ防止対策推進法に規定する調査審議の実施及び重大自体の調査を実施する附属機関等を設置																																		
○不登校対策の充実																																			
不登校児童生徒支援モデル事業	フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援や適応指導教室の設置・機能拡充を支援																																		
担当課（室）	学校教育課 高校教育課 社会教育課																																		
人権教育・啓発の対象・手法等																																			
人権教育・啓発の場	学校																																		
特定職業従事者	教職員																																		
人権教育・啓発の推進方策																																			
解決に資する人権問題等																																			
子ども																																			

警察本部

所 掌 事 務	警務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織、制度の調査、研究、企画及び実施</li> <li>・ 犯罪被害者支援に関する企画、調査及び総合調整</li> <li>・ 犯罪被害者等給付金</li> </ul>
	教養課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養</li> </ul>
	少年課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為に係る被害少年の保護</li> </ul>
	サイバー 犯罪対策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報技術の利用に伴う犯罪・事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。</li> <li>・ コンピュータ・ネットワーク・セキュリティ関係機関及び団体との連絡調整</li> </ul>
	捜査第一課 警察学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性犯罪の捜査</li> <li>・ 基本課程、一般職員課程、専門課程の教養</li> </ul>

計 画 と の 関 係	人権教育・啓発の場	職場、企業、地域社会、学校
	特定職業従事者等	警察職員
	人権問題	人権全般、犯罪被害者等、子ども、社会の変化等による課題等

所管事項に 関する 課題認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察職員は、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共安全と秩序を維持する責務を有しており、その職務の内容から人権に深くかかわる事柄が多く、すべての警察職員が人権に関する一層の知識と感性を身に付けることが重要</li> <li>・ 警察職員は、人権を尊重した警察活動を徹底するため、「職務倫理教養の推進、適切な市民応接活動の強化をはじめとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点をおいた職場及び各級警察学校における教育訓練の充実」が強く求められている。</li> <li>・ さまざまな社会的背景のもと、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあり、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要である。</li> <li>・ インターネットの普及は利便性の反面、人権にかかわるさまざまな問題が発生しており、今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要がある。</li> </ul>
----------------------	---

取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適切な市民応接をはじめとした、捜査活動、被害者支援等のあらゆる警察活動の推進にあたって、人権を尊重し、公正かつ適切な職務執行を行えるよう、職場や警察学校における職務倫理教養をはじめとした各種教養の機会を通じて、警察職員一人ひとりが人権意識をより一層高めるための教育の充実に取り組む。</li> <li>・ 関係機関、地域社会、学校等が連携した取組の充実と子どもに対する支援活動の推進を図る。</li> <li>・ 関係機関、学校等と連携して、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく。</li> </ul>
-------	--

【警察本部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
ハラスメント相談員研修会		4月	<p>① 事業の目的 ハラスメント防止対策を徹底し、職員の能力が発揮される良好な職場環境を確立することを目的とする。</p> <p>② 実施概要</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実施場所 警察本部</li> <li>2 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講義</li> <li>・グループ討議</li> <li>・事例発表等</li> </ul> </li> <li>3 対象者 ハラスメント相談員 約140人</li> </ol>
担当課（室）	警務課人事第四係		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者支援巡回教養		通年	<p>各警察署の指定被害者支援要員等に対して、具体的な支援要領等について教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図ることを目的として巡回教養を実施する。</p> <p>〔概要〕 警察署の指定被害者支援要員等を対象とする研修会</p> <p>〔内容〕 犯罪被害者支援に関する講義</p> <p>〔会場〕 警察署</p>
担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【警察本部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
犯罪被害者支援担当者研修会		4月・10月	<p>警察署において犯罪被害者支援を担当する警察官に対して、犯罪被害者支援のための各種制度や具体的な支援要領を教養することにより、被害者等の心情に配慮した支援活動の推進を図ることを目的として研修会を実施する。</p> <p>〔概要〕 警察署の犯罪被害者支援担当者を対象とする研修会</p> <p>〔内容〕 犯罪被害者支援に関する講義等</p> <p>〔会場〕 警察本部</p>
担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
本部被害者支援要員研修会		10月	<p>死傷者多数事案が発生した場合を想定し、あらかじめ本部所属の警察官を被害者支援要員として指定し、具体的な支援要領等を教養することにより、被害者等の心情に配慮した初期的支援活動の推進を図ることを目的として研修会を実施する。</p> <p>〔概要〕 警察本部所属の被害者支援要員を対象とする研修会</p> <p>〔内容〕 死傷者多数事案発生時の被害者支援要領に関する講義等</p> <p>〔会場〕 警察本部</p>
担当課（室）	警務課犯罪被害者支援室		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【警察本部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
職務倫理教養		通年	① 事業の目的 職員一人ひとりがその職責の自覚を深め、国民の信頼と期待に応える警察活動を日々推進するために必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成することを目的とする。 ② 実施概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実施場所 警察本部及び警察署</li> <li>○ 対象者 全警察職員</li> <li>○ 実施内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職務倫理教養教材（人権に関する諸問題）を活用した教養</li> <li>・ 具体的事例に基づいた人権に関するグループ討議等の実施</li> <li>・ 人権をテーマとした部外講話の実施</li> </ul> </li> </ul>
担当課（室）	教養課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			

事業名		実施時期	概要
児童虐待事案等に対する適切な対応		通年	1 事業の目的 児童虐待や児童ポルノの被害児童に対するケアや、いじめや暴力行為の未然防止等を通じた、人権に配慮した支援活動の効果的な推進 2 実施概要 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨床心理士による少年相談及び少年心理分析の実施</li> <li>・ 悪質性の高い福祉犯の効果的な取締りの実施</li> <li>・ 関係機関、団体と連携した非行防止教室や立ち直り支援の実施</li> </ul>
担当課（室）	少年課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、企業・職場		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	相談機関連携充実		
解決に資する人権問題等			
子ども			

【警察本部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
サイバー犯罪被害等防止を目的とした講演活動		通年	1 事業の目的 府民がサイバー犯罪の加害者にも被害者にもならない社会づくりを促進する。  2 実施概要 ネット安心アドバイザーによる、サイバー犯罪被害等の防止を目的とした講演活動の実施
担当課（室）	サイバー犯罪対策課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	学校、地域社会		
特定職業従事者			
人権教育・啓発の推進方策	国・市町村・民間との連携		
解決に資する人権問題等			
社会の変化等による課題			

事業名		実施時期	概要
新規性犯罪指定捜査員研修会		6月	新たに性犯罪指定捜査員に指定された女性警察官（刑事課員を除く）に対し、性犯罪捜査における被害者の身体的・精神的負担の軽減を図り、被害者の心理状態に配慮した捜査活動を推進するための実務能力の習得を目的とする。  [会場] 京都府警察本部  [対象] 新たに性犯罪捜査に従事することとなった女性警察官 約50人  [実施内容] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実務的な性犯罪捜査要領</li> <li>・ 被害者支援に関する教養 等</li> </ul>
担当課（室）	捜査第一課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

【警察本部】

平成28年度人権教育・啓発事業実施計画

事業名		実施時期	概要
性犯罪指定捜査員研修会		11月	<p>性犯罪指定捜査員に指定されている捜査活動に従事する女性警察官に対し、性犯罪被害者の心理状態に配慮した適切な捜査活動を推進するための専門的な教養を実施し、さらなる実務能力の向上を目的とする。</p> <p>〔会場〕 京都府警察本部</p> <p>〔対象〕 性犯罪捜査に従事する刑事課勤務の女性警察官 約30人</p> <p>〔実施内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門的な性犯罪捜査要領</li> <li>・ 被害者支援に関する講義 等</li> </ul>
担当課（室）	捜査第一課		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策			
解決に資する人権問題等			
犯罪被害者等			

事業名		実施時期	概要
採用時における人権教育		通年	<p>新たに採用した警察職員に対して、その職務の遂行に必要な基礎的知識を習得させるとともに、社会人として必要な人権に対する認識を深めることを目的としている。</p> <p>〔内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同和、男女共同参画社会に関する問題</li> <li>・ 女性差別、児童の権利に関する問題</li> <li>・ 高齢者疑似体験等を通じた社会的弱者に対する理解の醸成</li> </ul>
担当課（室）	警察学校		
人権教育・啓発の対象・手法等			
人権教育・啓発の場	企業・職場		
特定職業従事者	警察職員		
人権教育・啓発の推進方策	効果的な手法		
解決に資する人権問題等			
人権全般			